

資料編

総括	79
融資業務	86
証券化支援業務	96
信用保険業務	101
行政コスト計算財務書類	112
参考情報	137
政策評価	144
中小企業金融公庫法	148
株式会社日本政策金融公庫法等の概要	151

計数については、単位未満四捨五入としており、各欄の合計値と表示合計が一致しない場合があります。また、単位に満たない場合は「0」、該当計数のない場合は「-」と表示しています。

平成18年度の経済情勢及び中小企業の動向

平成18年度のわが国経済は、民間設備投資が引き続き国内需要を牽引したことなどから総じて回復の動きが続きましたが、年度末にかけてやや弱い動きもみられるようになりました。

個人消費は、天候不順などの影響で夏場に落ち込みがみられたものの、雇用環境の改善が続いたことなどを背景に年度後半にかけて持ち直し、全体としては底堅く推移しました。民間設備投資は、好調な企業収益等を背景に引き続き増加しました。住宅投資は、貸家・分譲マンション着工を中心に増加基調となったものの、年度末にかけてやや弱い動きがみられました。公共投資は引き続き減少しました。輸出は増加基調が続いたものの、対米輸出の減速等により年度後半になって伸びが鈍化傾向となりました。輸入は、高水準ながら概ね横ばいで推移しました。

金融面では、景気回復の動きが続き、民間金融機関の貸出姿勢が積極化するなかで、民間金融機関の貸出残高は前年比プラスが続きました。

金利は、短期金利は政策金利引上げを反映して上昇し、長期金利は落ち着いた動きとなりました。短期金利は、日本銀行が18年7月にゼロ金利政策を解除し、19年2月にさらに0.25%の利上げを行ったことを受けて、無担保コールレート（オーバーナイト物）は7月以降緩やかに上昇しました。長期金利は、年度当初から7月にかけては新発10年物国債利回りが1.8～1.9%台で推移したものの、米国の長期金利の低下や国内の追加利上げ観測の後退等を背景に8月に1.6%台まで低下し、その後は1.6～1.7%台で概ね安定的に推移しました。

企業倒産件数は企業収益の回復等を背景に低い水準が続きましたが、年度後半はやや増加傾向となりました。

中小企業の景況は緩やかな回復が続いていましたが、年度末にかけて改善の動きにやや一服感がみられました。業種別では、金属製品、一般機械など機械金属関連業種の好調が続いた一方で、電気機械、電子部品・デバイスでは業況感に陰りがみられたほか、窯業・土石、繊維・繊維製品などの内需関連製造業や、卸・小売業、建設業、サービス業では低迷が続きました。地域別にみると、関東、東海、近畿といった大都市圏では堅調に推移したものの、北海道、東北などでは回復が遅れるなど、引き続き地域間で明暗が分かれました。

中小企業の設備投資は引き続き堅調であり、設備投資を実施する企業の割合も高水準で推移しました。業種別にみると、製造業では化学工業、非鉄金属、プラスチック製品、輸送用機械などで好調が続きました。非製造業では、運送業、倉庫業といった物流関連業種や、情報通信業などが堅調に推移しました。地域別では、北海道、東北などでは低水準が続いたものの、関東、東海、近畿の大都市圏を中心に全体としては堅調に推移しました。

金融面では、民間金融機関の各業態とも中小企業に対する貸出姿勢を積極化していることから、金融環境は緩和基調が続きました。こうした中で、中小企業向けの貸出残高は、国内銀行、信用金庫ともに前年を上回る推移となりました。

貸出金利は、短期貸出金利は緩やかに上昇したものの、短期市場金利の動きと比べると小幅なものにとどまりました。長期固定貸出金利は概ね横ばいで推移しました。

業務実績

融資業務

(単位：億円)

科 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
貸付額	16,353	12,953	10,289
直接貸付	16,156	12,795	10,208
うち証券化・自己型 ^(注1)	(245) ^(注2)	(199)	(94)
代理貸付	152	120	47
設備貸与・投育貸付	45	38	35
貸付残高	75,000	70,584	64,556
直接貸付	72,502	68,600	62,986
代理貸付	2,219	1,778	1,400
設備貸与・投育貸付	279	206	170

(注1) 証券化・自己型とは、中小公庫法第19条第1項第1号・第2号により、中小公庫自らが貸付けた債権または取得した社債を証券化する業務をいいます。
 (注2) 証券化・自己型の平成16年度の実績は、平成16年7月1日(業務開始)から平成17年3月31日までの9ヵ月間の実績です。

証券化支援業務

(単位：億円)

科 目	平成 16 年度 ^(注)	平成 17 年度	平成 18 年度
貸付債権元本総額			
買取型	130	276	388
保証型	642	158	112
信託受益権等保有残高、保証債務残高			
買取型(信託受益権等保有残高)	3	16	36
保証型(保証債務残高)	434	423	342

(注) 平成16年度の実績は、平成16年7月1日(業務開始)から平成17年3月31日までの9ヵ月間の実績です。

信用保険業務

(単位：億円)

科 目	平成 16 年度 ^(注1)	平成 17 年度	平成 18 年度
保険引受額・貸付額			
中小企業信用保険	123,106	125,524	134,440
信用保証協会貸付	4,723	4,764	4,630
破綻金融機関等関連特別保険等	3	3	-
保険引受残高・貸付残高			
中小企業信用保険	299,975	291,303	295,501
信用保証協会貸付	4,723	4,764	4,630
破綻金融機関等関連特別保険等	36	23	11
機械類信用保険 ^(注2)	38,644	26,824	16,588

(注1) 平成16年度は旧中小企業総合事業団と中小公庫の実績を合算した12ヵ月間の実績です。

(注2) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立したものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

財務諸表

総括貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
貸付金	7,498,430	6,896,499
現金預け金	562,431	495,242
有価証券	36,362	44,900
信託受益権	1,576	2,805
未収収益	8,359	8,019
未収金	1	3
雑勘定	656	561
固定資産	25,214	25,610
繰延勘定	3,084	2,396
求償権	302	1,534
保証債務見返	42,260	34,159
貸倒引当金	△ 6,260	△ 11,770
求償権償却引当金	△ 302	△ 1,534
資産合計	8,172,114	7,498,423
(負債及び資本の部)		
借入金	2,656,010	2,675,970
債券	3,954,929	3,357,129
貸付受入金	40,383	16,613
未払費用	14,898	13,350
雑勘定	31,366	33,746
支払備金	103,473	97,698
責任準備金	248	20
未経過保証料	966	675
未経過保険料	5,839	2,891
保証債務	42,260	34,159
負債合計	6,850,372	6,232,251
融資勘定資本金	464,335	464,335
証券化支援買取業務勘定資本金	941	23,258
証券化支援保証業務勘定資本金	7,500	12,000
信用保険等業務勘定資本金	932,175	860,135
機械保険経過業務勘定資本金	2,421	2,421
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定資本金	71,679	71,679
証券化支援買取業務勘定積立金	-	10
証券化支援買取業務勘定繰越欠損金	△ 18	-
証券化支援買取業務勘定当期利益金	37	63
証券化支援保証業務勘定当期利益金	-	△ 539
信用保険等業務勘定当期利益金	△ 163,540	△ 175,383
機械保険経過業務勘定積立金	3,952	6,152
機械保険経過業務勘定当期利益金	2,201	1,982
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定積立金	-	29
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金	58	29
資本合計	1,321,742	1,266,172
負債・資本合計	8,172,114	7,498,423

(注1) 平成 17 年度損益計算書について

信用保険等業務勘定当期損失金 163,540,129,350 円は、信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金 163,104,974,434 円と信用保険等業務勘定融資事業に係る損失金 435,154,916 円との合計額です。

なお、証券化支援買取業務勘定当期利益金 37,339,459 円のうち、中小企業金融公庫法（昭和 28 年法律第 138 号）第 24 条第 2 項及び中小企業金融公庫法施行規則（平成 12 年大蔵省・通商産業省令第 1 号）第 6 条の規定により、17,653,040 円は繰越欠損金の補てんに充て、9,843,209 円は同勘定の積立金として積み立て、同法第 24 条第 5 項の規定により、9,843,210 円は国庫に納付することとし、信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金 163,104,974,434 円及び信用保険等業務勘定融資事業に係る損失金 435,154,916 円は、同条第 7 項及び中小企業金融公庫法施行令（昭和 28 年政令第 175 号）第 1 条の 3 第 3 項第 3 号の規定により、中小企業信用保険準備基金及び融資基金をそれぞれ減額して整理することとし、機械保険経過業務勘定当期利益金 2,200,704,508 円は、同法附則第 13 項の規定により、同勘定の積立金として整理することとし、破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金 57,813,822 円のうち、28,906,911 円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成 10 年法律第 151 号）第 10 条第 2 項の規定により、同勘定の積立金として積み立て、28,906,911 円は同条第 6 項の規定により、国庫に納付することとします。

総括損益計算書

科 目	(単位：百万円)	
	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	666,459	629,606
貸付金利息	123,034	116,367
信託受益権利息	23	55
保証料	585	573
保険料	152,821	162,299
回収金	207,564	186,464
受託手数料	91	187
一般会計より受入	33,526	44,210
電源開発促進対策特別会計より受入	16	11
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	10	8
預け金利息	262	1,129
有価証券益	762	666
雑収入	2,043	1,514
貸倒引当金戻入	18,185	6,260
求償権償却引当金戻入	-	302
支払備金戻入	117,332	103,473
責任準備金戻入	62	248
未経過保険料戻入	10,142	5,839
経常費用	827,679	803,374
借入金利息	12,467	17,057
債券利息	60,408	46,888
支払雑利息	3	0
保険金	531,599	522,501
業務委託費	871	1,585
事務費	33,803	34,138
債券発行諸費	2,124	1,381
償却費	70,078	65,796
貸倒引当金繰入	6,260	11,770
求償権償却引当金繰入	302	1,534
支払備金繰入	103,473	97,698
責任準備金繰入	248	20
未経過保険料繰入	5,839	2,891
雑損	203	116
経常利益	△ 161,219	△ 173,767
特別利益		
固定資産売却益	89	30
特別損失	114	111
固定資産売却損	51	11
固定資産除却損	63	100
融資勘定当期利益金	0	0
証券化支援買取業務勘定当期利益金	37	63
証券化支援保証業務勘定当期利益金	0	△ 539
信用保険等業務勘定当期利益金	△ 163,540	△ 175,383
機械保険経過業務勘定当期利益金	2,201	1,982
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金	58	29

(注2) 平成 18 年度損益計算書について

信用保険等業務勘定当期損失金 175,382,916,705 円は、信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金 175,874,610,156 円と信用保険等業務勘定融資事業に係る利益金 491,693,451 円との差額です。

なお、証券化支援買取業務勘定当期利益金 63,455,657 円のうち、31,727,828 円は中小企業金融公庫法（昭和 28 年法律第 138 号）第 24 条第 2 項及び中小企業金融公庫法施行規則（平成 12 年大蔵省・通商産業省令第 1 号）第 6 条の規定により、同勘定の積立金として積み立て、31,727,829 円は同法第 24 条第 5 項の規定により、国庫に納付することとし、証券化支援保証業務勘定当期損失金 539,323,244 円は、同条第 3 項の規定により、同勘定の繰越欠損金として整理することとし、信用保険等業務勘定当期損失金 175,382,916,705 円は、同条第 7 項及び中小企業金融公庫法施行令（昭和 28 年政令第 175 号）第 1 条の 3 第 3 項第 1 号の規定により、中小企業信用保険準備基金を減額して整理することとし、機械保険経過業務勘定当期利益金 1,981,785,945 円は、同法附則第 13 項の規定により、同勘定の積立金として整理することとし、破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金 28,914,131 円のうち、14,457,065 円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成 10 年法律第 151 号）第 10 条第 2 項の規定により、同勘定の積立金として積み立て、14,457,066 円は同条第 6 項の規定により、国庫に納付することとします。

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっています。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 9,247,731,064 円

3 引当金等の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令（昭和 26 年政令第 162 号）第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 6 / 1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 1.8 / 1000 です。

(2) 求償権償却引当金

求償権の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末求償権残高の 1000 / 1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 1000.0 / 1000 です。

(3) 破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令（平成 10 年政令第 404 号）第 4 条において準用する公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末保険価額の残高に係る保険金額の 20 / 1000 の範囲内で計上しています。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

支出時に全額費用として処理しています。

② 債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均償還年限（3、5、6、7、10、12 又は 15 年間）で均等償却しています。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額は、275,039,668,305 円となっています。

財務の状況

主要な経営指標

(単位：億円)					
科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益 ^(注1)	2,343	2,219	6,159	6,665	6,296
経常利益	1	0	△ 1,850	△ 1,612	△ 1,738
当期利益	0	0	△ 1,851	△ 1,612	△ 1,738
資本金 ^(注2)	4,472	4,497	15,688	14,791	14,338
純資産額	4,472	4,497	13,862	13,217	12,662
総資産額	76,238	76,793	86,890	81,721	74,984
職員数	1,742人	1,736人	2,120人	2,109人	2,095人

(注1) 「特殊法人等会計処理基準」(昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告) に基づき会計処理しており、経常収益には、国の一般会計から受け入れた補給金が含まれています。

(注2) 資本金は、その全額を政府が出資しています。

(参考) 平成 18 年度勘定別当期利益

(単位：億円)		(単位：億円)	
科 目		科 目	
融資勘定	0	信用保険等業務勘定	△ 1,754
証券化支援買取業務勘定	1	機械保険経過業務勘定	20
証券化支援保証業務勘定	△ 5	破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定	0

資金計画の実績

(単位：億円、%)					
科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
(支出)					
貸付金 ^(注1)	16,497	16,837	21,056	17,701	15,144
買取債権	—	—	130	271	83
有価証券	—	—	—	—	16
信託受益権	—	—	130	276	177
借入金償還	10,675	9,161	7,749	6,995	6,900
債券償還金	2,952	2,439	5,378	9,623	8,078
保険金	—	—	4,627	5,316	5,225
事業損金等	2,176	2,162	7,790	6,789	6,215
合計 (A)	32,300	30,599	46,860	46,971	41,839
(収入)					
貸付回収金	16,166	15,998	21,959	21,402	20,331
信託受益権回収金	—	—	—	1	3
貸付債権の信託譲渡	—	—	—	—	94
買取債権の信託譲渡	—	—	130	271	83
信託受益権の譲渡	—	—	127	262	162
保険料収入	—	—	1,125	1,528	1,623
回収金	—	—	1,654	2,076	1,865
事業益金等	2,881	2,581	9,762	9,100	8,479
合計 (B)	19,047	18,579	34,757	34,640	32,640
借入金・中小企業債券	(103.1) ^(注2)	(90.7)	(100.7)	(101.9)	(74.6)
(A) - (B)	13,253	12,020	12,103	12,331	9,199
(借入金・中小企業債券の内訳)					
借入金	7,860	7,190	7,709	9,206	7,100
財政融資資金借入金	7,860	7,190	7,708	9,200	7,100
短期借入金	—	—	1 ^(注3)	6 ^(注4)	—
中小企業債券	5,393	4,830	4,394	3,125	2,099

(注1) 貸付金は、貸付資金及び社債取得資金の払出実績です。

(注2) () 内は、対前年度比です。

(注3) 平成 16 年度における短期借入金は、年度の純借入額を表示しています (借入額 3,312 億円-借入償還額 3,311 億円)。

(注4) 平成 17 年度における短期借入金は、年度の純借入額を表示しています (平成 16 年度末残高 1 億円+借入額 2,384 億円-借入償還額 2,379 億円)。

資本金^(注1)

(単位：百万円)

年 度	資本金額
昭和 28/8 (創立)	13,000
28	14,226
29	16,726
30	24,160
31～37	24,160
38	24,760
39～40	24,760
41	24,910
42	24,910
43	25,210
44～54	25,210
55	27,210
56	29,210
57	31,210
58～59	31,210
60	33,210
61	37,210
62	41,910
63	56,710

年 度	資本金額
平成 元	68,210
2	87,710
3	95,410
4	114,610
5	155,510
6	168,810
7	222,315
8	227,415
9	232,015
10	277,715
11	371,115
12	410,915
13	436,215
14	447,215
15	449,715
16 ^(注2)	1,568,772
17	1,479,052
18	1,433,829

(注1) 資本金は、その全額を政府が出資しています。

(注2) 平成 16 年 7 月 1 日に旧中小企業総合事業団から信用保険業務を承継しています。

固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細 (平成 18 年度)

(単位：百万円)

資産の種類	期首残高 (取得価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高 (取得価額)	減価償却 累計額	差 引	
						うち当期 償却額	期末残高
土地	9,473	43	5	9,511	-	-	9,511
建物	20,681	1,019	359	21,341	7,588	559	13,753
構築物	1,042	52	11	1,083	560	46	523
機械器具備品	1,803	111	118	1,796	1,099	128	697
敷金	1,049	21	35	1,036	-	-	1,036
固定資産仮払金	52	91	52	91	-	-	91
合計	34,100	1,337	580	34,858	9,248	733	25,610

事務費の内訳

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
俸給及諸給与	18,668	18,919
諸支出金	2,949	2,946
旅費	867	856
業務諸費	7,512	7,145
交際費	0	0
債権保全費	291	253
税金	304	313
賠償償還及払戻金	3,211	3,706
合計	33,803	34,138

1 貸付実績

平成 18 年度においては、中小企業の景況は、製造業を中心に総じて改善傾向をたどりました。資金繰り面においても、業績の回復とともに民間金融機関の貸出姿勢の積極化もあって緩和基調が継続しました。

こうしたなか、平成 18 年度の貸付実績は 10,289 億円（前年度 79.4%）、平成 18 年度末貸付残高は 64,556 億円（前年度 91.5%）となりました。貸付の大部分を占める直接貸付については、貸付実績 10,208 億円（前年度 79.8%）、貸付残高 62,986 億円（前年度 91.8%）となりました。

2 資金調達

平成 18 年度における貸付などに必要な資金の総額は 27,316 億円となりました。

この資金については、財投機関債 1,482 億円（発行額）及び貸付回収金 15,567 億円を含む自己資金など 19,617 億円を充て、なお不足する 7,699 億円を財政投融资から調達しました。

3 損益状況

平成 18 年度は、総収益と総費用の額が同額となり、中小企業金融公庫法第 24 条第 1 項に定める利益金は生じなかったため国庫納付は行いませんでした。

これは、総収益から貸倒引当金繰入前の費用を差し引いた差額 118 億円は、財務大臣が定めた貸倒引当金繰入限度額 385 億円（貸付受入金を除いた平成 18 年度末貸付金残高に 1000 分の 6 を乗じて算出した金額）以内であるため、全額を貸倒引当金に繰り入れたことによるものです。

なお、財務大臣の承認を受けて 643 億円の貸付金等償却を行いました。

財務諸表

融資勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
貸付金	7,022,038	6,433,543
公庫貸付金	7,001,418	6,416,514
直接貸付	6,823,589	6,276,479
代理貸付	177,830	140,035
設備貸与機関貸付金	20,620	17,029
現金預け金	73,948	80,177
有価証券		
社債	36,362	22,107
信託受益権	—	798
未収収益	8,302	7,982
未収貸付金利息	8,184	7,876
未収信託受益権利息	—	6
未収受託手数料	—	9
未収有価証券利息	118	91
未収金		
その他未収金	—	6
雑勘定		
仮払金	656	553
固定資産		
業務用固定資産	23,041	23,419
繰延勘定		
債券発行差金	3,084	2,396
貸倒引当金	△ 6,260	△ 11,770
資産合計	7,161,171	6,559,211
(負債及び資本の部)		
借入金		
財政融資資金借入金	2,655,410	2,675,970
債券		
債券発行高	3,954,829	3,355,229
貸付受入金	40,383	16,613
未払費用	14,857	13,319
未払借入金利息	1,703	3,091
未払債券利息	12,899	10,009
未払委託手数料	255	218
雑勘定	31,357	33,745
仮受金	30,906	33,428
前受収益	447	317
未払金	4	—
負債合計	6,696,836	6,094,876
資本金	464,335	464,335
一般会計出資金	378,625	378,625
産業投資出資金	85,710	85,710
資本合計	464,335	464,335
負債・資本合計	7,161,171	6,559,211

融資勘定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	177,086	168,299
貸付金利息	122,993	116,124
公庫貸付金利息	122,580	115,793
(直接貸付利息)	118,092	112,370
(代理貸付利息)	4,488	3,423
投資育成会社貸付金利息	2	-
設備貸与機関貸付金利息	412	330
信託受益権利息	-	14
受託手数料	-	24
一般会計より受入	33,526	44,210
電源開発促進対策特別会計より受入	16	11
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	10	8
預け金利息	4	63
有価証券益	762	662
有価証券利息	726	592
有価証券益	37	71
雑収入	1,589	922
受入雑利息	26	9
労働保険料被保険者負担金	110	108
償却債権取立益	156	305
雑益	1,298	500
貸倒引当金戻入	18,185	6,260
経常費用	177,042	168,221
借入金利息	12,466	17,055
債券利息	60,408	46,882
支払雑利息	3	0
業務委託費	759	630
委託金融機関等手数料	594	460
調査委託費	165	170
事務費	25,014	24,863
債券発行諸費	2,000	1,204
償却費	69,985	65,699
貸付金償却	68,278	64,194
有価証券償却	120	66
固定資産減価償却費	641	637
債券発行差金償却	946	802
貸倒引当金繰入	6,260	11,770
雑損	147	116
経常利益	44	78
特別利益		
固定資産売却益	66	30
特別損失	110	109
固定資産売却損	51	11
固定資産除却損	59	97
当期利益金	0	0

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっています。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 7,824,367,561 円

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の6／1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は1.8／1000です。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

(2) 繰延勘定の処理方法

①債券発行費

支出時に全額費用として処理しています。

②債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均償還年限（3、5、6、7、10、12又は15年間）で均等償却しています。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、275,039,668,305円となっています。

財務の状況

主要な経営指標

(単位：億円)

科目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益 ^(注1)	2,343	2,219	2,040	1,771	1,683
経常利益	1	0	0	0	1
当期利益	0	0	0	0	0
資本金 ^(注2)	4,472	4,497	4,619	4,643	4,643
純資産額	4,472	4,497	4,619	4,643	4,643
総資産額	76,238	76,793	75,924	71,612	65,592
預け金残高	546	787	741	739	802
貸付金残高 ^(注3)	75,595	75,940	75,000	70,584	64,556
有価証券残高	14	19	265	364	221
自己資本比率(参考)	6.47%	6.45%	6.49%	6.73%	7.23%

(注1) 「特殊法人等会計処理基準」(昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に基づき会計処理しており、経常収益には、国の一般会計から受け入れた補給金が含まれています。

(注2) 資本金は、その全額を政府が出資しています。

(注3) 貸付金残高には、社債を含みます。

(参考) 自己資本比率明細表

(単位：億円)

科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
資本勘定 ^(注1)	4,619	4,643	4,643
貸倒引当金	182	63	118
控除項目	—	—	△8
自己資本計(A)	4,801	4,706	4,753
資産(オンバランス)項目	73,815	69,717	64,533
オフバランス取引項目 ^(注2)	152	197	275
オペレーショナル・リスク相当額に係る額	—	—	901
リスクアセット等計(B)	73,967	69,913	65,709
自己資本比率((A)/(B)×100) ^(注3)	6.49%	6.73%	7.23%

(注1) 資本勘定は、中小企業金融公庫法第24条において、損益計算上利益金が生じた場合は、準備金として積立てることなく、全額国庫納付が義務付けられていることから、資本金をさします。

(注2) 国外中小企業債券の為替リスク回避のため通貨スワップを行っており、貸借対照表上にはこれにより確定した円貸建の額を計上しています。

(注3) 自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。なお、平成16年度及び平成17年度は「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスクにおいて基礎的手法を採用しております。また、マーケット・リスクを導入しておりません。

資金運用収支の内訳等

(単位：億円)

	平成 17 年度			平成 18 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	72,391 ^(注1)	1,237 ^(注3)	1.71%	67,459	1,167	1.73%
資金調達勘定	68,198 ^(注2)	736 ^(注4)	1.08%	63,218	645	1.02%
資金運用収支 (利回り差)	-	501	(0.63%)	-	522	(0.71%)

(注1) 資金運用勘定 (平均残高) = 貸付金平均残高 + 社債平均残高 - 貸付受入金平均残高

(注2) 資金調達勘定 (平均残高) = 借入金平均残高 + 債券平均残高

(注3) 資金運用勘定 (利息) = 貸付金利息 + 有価証券利息

(注4) 資金調達勘定 (利息) = 借入金利息 + 債券利息 + 債券発行差金償却 - 債券前受収益雑益計上分

貸付金利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	平成 17 年度			平成 18 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
貸付金利息 ^(注1)	△ 47	△ 61	△ 108	△ 84	14	△ 70
支払利息 ^(注2)	△ 31	△ 110	△ 141	△ 54	△ 37	△ 91

(注1) 貸付金利息 = 貸付金利息 + 有価証券利息

(注2) 支払利息 = 借入金利息 + 債券利息 + 債券発行差金償却 - 債券前受収益雑益計上分

利益率

(単位：%)

	平成 17 年度	平成 18 年度
資本経常利益率 ^(注1)	0.01	0.02
総資産当期純利益率 ^(注2)	-	-
資本当期純利益率 ^(注1)	-	-

(注1) 資本経常 (当期純) 利益率 = 経常 (当期純) 利益 / 資本勘定 (貸倒引当金を含む) 平均残高 × 100

(注2) 総資産当期純利益率 = 当期純利益 / 総資産平均残高 × 100

事務経費率

(単位：%)

	平成 17 年度	平成 18 年度
事務経費率	0.36	0.38

(注) 事務経費率 = $\frac{\text{事務費} + \text{業務委託費}}{\text{貸付金平均残高 (社債平均残高を含み、貸付受入金平均残高を除く)}} \times 100$

借入金及び債券の明細（平成18年度）

（1）借入金明細

（単位：億円）

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
財政融資資金借入金	26,554	7,100	6,894	26,760
短期借入金	—	3,350	3,350	—
合計	26,554	10,450	10,244	26,760

（2）債券明細

（単位：億円）

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府保証債	21,820	600	5,700	16,720
国内債	20,450	600	5,700	15,350
国外債	1,370	—	—	1,370
政府引受債	9,229	—	2,378	6,851
財政融資資金	2,384	—	—	2,384
簡易生命保険資金	6,846	—	2,378	4,468
財投機関債	8,499	1,482	—	9,981
合計	39,548	2,082	8,078	33,552

総貸付金残高^(注)

（単位：億円）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
期末残高	75,595	75,940	75,000	70,584	64,556
平均残高	75,243	75,904	75,545	72,774	67,732

(注) 総貸付金残高には、社債を含みます。

貸付金残高の固定・変動金利別、残存期間別内訳^(注1)

（単位：億円）

残存期間	平成17年度			平成18年度		
	貸付金残高 ^(注2)	うち固定金利	うち変動金利	貸付金残高	うち固定金利	うち変動金利
1年以下	7,746	7,746	—	7,175	7,175	—
1年超 3年以下	10,193	10,193	—	9,959	9,959	—
3年超 5年以下	17,128	17,128	—	16,112	16,112	—
5年超 7年以下	13,715	13,715	—	11,378	11,378	—
7年超 10年以下	9,512	9,512	—	8,635	8,635	—
10年超	12,290	12,290	—	11,297	11,297	—
合計	70,584	70,584	—	64,556	64,556	—

(注1) 本表は、中小公庫貸付金の残存期間別の残高につき集計したものです。

なお、中小公庫では、貸付期間1年以上の長期・固定金利貸出のみを行い、貸付期間1年未満の短期貸付及び変動金利貸付は取り扱っておりません。

(注2) 貸付金残高には、社債を含みます。

貸付金残高の用途別内訳

(単位：億円、%)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
設備資金	34,848 (46.4)	35,774 (47.3)	36,614 (49.0)	36,323 (51.6)	34,567 (53.7)
運転資金	40,278 (53.6)	39,799 (52.7)	38,107 (51.0)	34,054 (48.4)	29,820 (46.3)
合計	75,126 (100.0)	75,573 (100.0)	74,721 (100.0)	70,378 (100.0)	64,386 (100.0)

(注)・総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
 ・貸付金残高には、社債を含みます。
 ・() 内は構成比です。

貸付金残高の業種別内訳

(単位：億円、%)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
製造業	37,656 (50.1)	37,395 (49.5)	36,798 (49.2)	34,714 (49.3)	31,630 (49.1)
建設業	5,095 (6.8)	4,895 (6.5)	4,652 (6.2)	4,190 (6.0)	3,729 (5.8)
物品販売業	13,051 (17.4)	12,594 (16.7)	12,186 (16.3)	11,227 (15.9)	10,141 (15.8)
運輸・情報通信業	5,766 (7.7)	6,287 (8.3)	6,211 (8.3)	5,853 (8.3)	5,398 (8.4)
サービス業	6,942 (9.2)	7,188 (9.5)	7,443 (10.0)	7,303 (10.4)	6,987 (10.9)
その他	6,616 (8.8)	7,214 (9.5)	7,431 (10.0)	7,091 (10.1)	6,501 (10.1)
合計	75,126 (100.0)	75,573 (100.0)	74,721 (100.0)	70,378 (100.0)	64,386 (100.0)

(注)・総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
 ・貸付金残高には、社債を含みます。
 ・() 内は構成比です。
 ・平成 15 年度からは平成 14 年 3 月改訂の日本標準産業分類に基づいた分類、平成 14 年度以前は改訂前の日本標準産業分類に基づいた分類としています。

1 店舗当たりの貸付金残高

(単位：百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度
1 店舗当たり貸付金残高	115,711	105,830

(注) 貸付金残高には、社債を含みます。

保有有価証券の状況

(1) 種類別平均残高

(単位：億円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
有価証券	389	306
うち国債	—	—

(2) 残存期間別残高

(単位：億円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
有価証券（国債）	—	—
うち1年未満	—	—

保有有価証券の取得価額等

(単位：口、億円)

	平成 17 年度	平成 18 年度
短期国債保有	—口	—口
額面	—	—
取得価額	—	—
時価相当額	—	—
売戻条件付国債売買	—口	—口
額面	—	—
取得価額	—	—
時価相当額	—	—
合計	—口	—口
額面	—	—
取得価額	—	—
時価相当額	—	—

引当金明細 (平成 18 年度)

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額 ^(注)	期末残高
貸倒引当金	6,260	11,770	6,260	11,770

(注) 当期減少額は、洗替による取崩額です。

貸付金償却額

(単位：百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度
貸付金償却額	68,278	64,194

有価証券償却額

(単位：百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度
有価証券償却額	120	66

証券化支援業務

平成 18 年度における証券化支援業務の概況

1 証券化支援業務・買取型

平成 18 年度は、388 億円（1,572 社）の貸付債権を裏付資産とした証券化を実施しました。第 1 回は、平成 18 年 9 月の「平成 18 年 9 月 C L O」で、貸付債権元本総額は 26 億円（119 社）、参加金融機関数は 8 機関でした。第 2 回は、平成 19 年 2 月の「地域金融機関 C L O シンセティック型（株式会社たんぽぽ 2007）」で、貸付債権元本総額は 305 億円（1,183 社）、参加金融機関数は 26 機関でした。第 3 回は、平成 19 年 3 月の「平成 19 年 3 月 C L O」で、貸付債権元本総額は 57 億円（270 社）、参加金融機関数は 16 機関でした。

キャッシュ方式（第 1 回及び第 3 回にて実施）においては、中小公庫は複数の民間金融機関等から無担保貸付債権等を譲り受け証券化しますが、その際、中小公庫は無担保貸付債権等を信託譲渡して信託受益権とし、その優先部分を投資家へ販売、劣後部分の一部を中小公庫が取得し、残りを民間金融機関が取得しました。このようにして、中小公庫が平成 18 年度に取得した信託受益権の合計は 704 百万円です。

一方、シンセティック方式（第 2 回にて実施）においては、中小公庫のコーディネートのもと、複数の民間金融機関等が実行した無担保貸付債権等を参照債務とした資産担保証券を S P C が発行し証券化しますが、その際、資産担保証券のうち優先部分を投資家へ販売、劣後を中小公庫が取得し、民間金融機関等は免責部分を負担しました。このようにして、中小公庫が平成 18 年度に取得した資産担保証券の合計は、1,594 百万円です。

平成 18 年度の損益状況は、当期利益金 63 百万円を計上しました。

なお、当期利益金のうち、32 百万円は中小企業金融公庫法第 24 条第 2 項及び中小企業金融公庫法施行規則第 6 条の規定により、積立金として積み立て、32 百万円は同法第 24 条第 5 項の規定により、国庫に納付することとしました。

2 証券化支援業務・保証型

平成 18 年度は、平成 19 年 3 月の「第 2 回オリックスビジネスパートナーズ C L O（中小公庫第 5 回保証型）」において、貸付債権元本総額 112 億円（241 社）に対して 79 億円（貸付債権の 7 割）の保証を行いました。

保証型においては、証券化商品の投資家への販売を支援するため、必要に応じて中小公庫が証券化商品を保証することもあります。証券化商品の販売好調を受けて、証券化商品に対する保証の実績はありません。

平成 18 年度の損益状況は、当期損失金 539 百万円を計上しました。

なお、当期損失金 539 百万円は、中小企業金融公庫法第 24 条第 3 項の規定により、繰越欠損金として整理することとしました。

財務諸表

証券化支援買取業務勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	64	419
有価証券	—	22,794
国債	—	21,200
その他の証券	—	1,594
信託受益権	1,576	2,006
未収収益	57	37
未収信託受益権利息	17	3
未収受託手数料	41	30
未収有価証券利息	—	4
固定資産		
業務用固定資産	9	14
繰延勘定		
債券発行差金	0	0
資産合計	1,707	25,271
(負債及び資本の部)		
借入金		
民間借入金	600	—
債券		
債券発行高	100	1,900
未払費用	41	32
未払借入金利息	0	—
未払債券利息	0	1
未払委託手数料	41	30
雑勘定	6	8
仮受金	0	0
未払金	6	8
負債合計	746	1,940
資本金		
産業投資出資金	941	23,258
積立金		
証券化支援買取業務積立金	—	10
繰越欠損金	△ 18	—
当期利益金	37	63
資本合計	961	23,331
負債・資本合計	1,707	25,271

証券化支援買取業務勘定損益計算書

	(単位：百万円)	
科 目	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	353	538
信託受益権利息	23	41
受託手数料	91	164
預け金利息	-	0
有価証券益		
有価証券利息	-	4
雑収入	239	329
労働保険料被保険者負担金	0	1
雑益	239	329
経常費用	316	474
借入金利息	1	2
債券利息	0	6
業務委託費	94	169
委託金融機関等手数料	93	169
調査委託費	0	0
事務費	97	120
債券発行諸費	124	177
償却費	0	0
固定資産減価償却費	0	0
債券発行差金償却	0	0
経常利益	37	63
当期利益金	37	63

(注1) 平成 17 年度損益計算書について

当期利益金 37,339,459 円のうち、中小企業金融公庫法第 24 条第 2 項及び中小企業金融公庫法施行規則第 6 条の規定により、17,653,040 円は繰越欠損金の補てんに充て、9,843,209 円は積立金として積み立て、同法第 24 条第 5 項の規定により、9,843,210 円は国庫に納付することとします。

(注2) 平成 18 年度損益計算書について

当期利益金 63,455,657 円のうち、31,727,828 円は中小企業金融公庫法第 24 条第 2 項及び中小企業金融公庫法施行規則第 6 条の規定により、積立金として積み立て、31,727,829 円は同法第 24 条第 5 項の規定により、国庫に納付することとします。

重要な会計方針等（証券化支援買取業務勘定）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっています。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 697,915 円

3 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

(2) 繰延勘定の処理方法

①債券発行費

支出時に全額費用として処理しています。

②債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとおりの、債券の平均償還年限（3年間）で均等償却しています。

証券化支援保証業務勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	8,665	12,114
未収金		
その他未収金	0	0
雑勘定		
仮払金	—	9
固定資産		
業務用固定資産	9	14
求償権	302	1,534
保証債務見返	42,260	34,159
求償権償却引当金	△ 302	△ 1,534
資産合計	50,933	46,296
(負債及び資本の部)		
雑勘定		
仮受金	0	1
責任準備金		
証券化支援保証業務責任準備金	208	—
未経過保証料	966	675
保証債務	42,260	34,159
負債合計	43,433	34,835
資本金		
債務保証業務基金	7,500	12,000
当期利益金	—	△ 539
資本合計	7,500	11,461
負債・資本合計	50,933	46,296

証券化支援保証業務勘定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度 ^(注)
経常収益	609	1,132
保証料	585	573
預け金利息	0	47
雑収入	1	2
労働保険料被保険者負担金	0	1
雑益	1	1
求償権償却引当金戻入	-	302
責任準備金戻入		
証券化支援保証業務責任準備金戻入	23	208
経常費用	609	1,671
業務委託費	5	10
委託金融機関等手数料	5	10
調査委託費	0	0
事務費	93	127
償却費		
固定資産減価償却費	0	0
求償権償却引当金繰入	302	1,534
責任準備金繰入		
証券化支援保証業務責任準備金繰入	208	-
経常利益	0	△ 539
当期利益金	0	△ 539

(注) 平成 18 年度損益計算書について

当期損失金 539,323,244 円は、中小企業金融公庫法第 24 条第 3 項の規定により、繰越欠損金として整理することとします。

重要な会計方針等（証券化支援保証業務勘定）

1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 697,915 円

2 引当金の計上基準

求償権償却引当金

求償権の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末求償権残高の 1000 / 1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 1000.0 / 1000 です。

3 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

信用保険業務

平成 18 年度における信用保険業務の概況

1 中小企業信用保険・融資事業

平成 18 年度の保険引受実績は 13 兆 4,440 億円（前年度 107.1%）、平成 18 年度末の保険引受残高は 29 兆 5,501 億円（前年度 101.4%）となりました。平成 18 年度の信用保証協会に対する貸付実績は 4,630 億円（前年度 97.2%）、平成 18 年度末の貸付残高は 4,630 億円（前年度 97.2%）となりました。

平成 18 年度の損益状況は、当期損失金 1,753 億 83 百万円（中小企業信用保険事業に係る損失金 1,758 億 75 百万円と融資事業に係る利益金 4 億 92 百万円との差額）を計上しました。

なお、当期損失金は、中小企業金融公庫法第 24 条第 7 項及び中小企業金融公庫法施行令第 1 条の 3 第 3 項第 1 号の規定により、中小企業信用保険準備基金を減額して整理しました。

この結果、平成 18 年度損失処理後の中小企業信用保険準備基金の額は 115 億 25 百万円、融資基金の額は 6,732 億 28 百万円となり、その合計額は 6,847 億 52 百万円となります。

2 機械保険経過業務

平成 18 年度末の保険引受残高は 1 兆 6,588 億円（前年度 61.8%）となりました。

平成 18 年度の損益状況は、当期利益金 20 億円を計上しました。

なお、当期利益金は、中小企業金融公庫法附則第 13 項の規定により、同勘定の積立金として整理しました。

3 破綻金融機関等関連特別保険等業務

平成 18 年度の保険引受実績はなく、平成 18 年度末の保険引受残高は 11 億円（前年度 48.5%）となりました。

平成 18 年度の損益状況は、当期利益金 29 百万円を計上しました。

なお、当期利益金は、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第 10 条第 2 項の規定により、14 百万円を同勘定の積立金として積み立て、残額 14 百万円を同条第 6 項の規定により国庫に納付することとしました。

財務諸表

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
貸付金		
信用保証協会長期貸付金	476,392	462,956
現金預け金	390,645	315,864
未収金		
その他未収金	—	2
固定資産		
業務用固定資産	1,878	1,884
資産合計	868,915	780,705
(負債及び資本の部)		
雑勘定	2	—
仮受金	2	—
未払金	1	—
支払備金		
中小企業信用保険支払備金	100,277	95,953
負債合計	100,279	95,953
資本金	932,175	860,135
中小企業信用保険準備基金	258,513	186,908
融資基金	673,663	673,228
当期利益金	△ 163,540	△ 175,383
資本合計	768,635	684,752
負債・資本合計	868,915	780,705

信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	469,505	446,946
保険料		
中小企業信用保険保険料	152,788	162,281
回収金		
中小企業信用保険回収金	204,902	183,945
預け金利息	22	275
雑収入	138	169
労働保険料被保険者負担金	17	19
雑益	121	150
支払備金戻入		
中小企業信用保険支払備金戻入	111,655	100,277
経常費用	632,627	622,819
保険金		
中小企業信用保険保険金	525,324	518,391
業務委託費	9	597
委託金融機関等手数料	—	590
調査委託費	9	7
事務費	6,952	7,805
償却費		
固定資産減価償却費	65	73
支払備金繰入		
中小企業信用保険支払備金繰入	100,277	95,953
経常利益	△ 163,123	△ 175,873
特別利益		
固定資産売却益	21	—
特別損失		
固定資産除却損	3	2
当期利益金	△ 163,105	△ 175,875

信用保険等業務勘定融資事業損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	64	696
貸付金利息		
信用保証協会貸付金利息 (長期貸付金利息)	41	243
預け金利息	20	452
雑収入	3	1
労働保険料被保険者負担金	2	1
雑益	1	0
経常費用	502	205
業務委託費	1	26
委託金融機関等手数料	-	25
調査委託費	1	0
事務費	492	176
償却費		
固定資産減価償却費	8	3
経常利益	△ 437	492
特別利益		
固定資産売却益	3	-
特別損失		
固定資産除却損	0	0
当期利益金	△ 435	492

(注1) 平成 17 年度損益計算書について

信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金 163,104,974,434 円及び信用保険等業務勘定融資事業に係る損失金 435,154,916 円は、中小企業金融公庫法第 24 条第 7 項及び中小企業金融公庫法施行令第 1 条の 3 第 3 項第 3 号の規定により、中小企業信用保険準備基金及び融資基金をそれぞれ減額して整理することとします。

(注2) 平成 18 年度損益計算書について

信用保険等業務勘定当期損失金 175,382,916,705 円（信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金 175,874,610,156 円と信用保険等業務勘定融資事業に係る利益金 491,693,451 円との差額）は、中小企業金融公庫法第 24 条第 7 項及び中小企業金融公庫法施行令第 1 条の 3 第 3 項第 1 号の規定により、中小企業信用保険準備基金を減額して整理することとします。

重要な会計方針等（信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業）

1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 1,222,585,660 円

2 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

機械保険経過業務勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	17,341	14,923
未収金	1	2
未回収収金	1	2
未収過怠金	-	0
その他未収金	-	0
固定資産		
業務用固定資産	267	265
資産合計	17,610	15,191
(負債及び資本の部)		
雑勘定	1	-
仮受金	0	-
未払金	0	-
支払備金		
機械保険経過業務支払備金	3,196	1,745
未経過保険料	5,839	2,891
負債合計	9,036	4,635
資本金		
機械保険経過業務運営基金	2,421	2,421
積立金		
機械保険経過業務積立金	3,952	6,152
当期利益金	2,201	1,982
資本合計	8,574	10,555
負債・資本合計	17,610	15,191

機械保険経過業務勘定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	18,561	11,688
保険料		
機械保険経過業務保険料	26	14
回収金		
機械保険経過業務回収金	2,660	2,503
預け金利息	6	38
雑収入	71	97
受入雑利息	3	1
労働保険料被保険者負担金	5	4
過剰金	21	59
延滞金	0	0
雑益	43	32
支払備金戻入		
機械保険経過業務支払備金戻入	5,655	3,196
未経過保険料戻入	10,142	5,839
経常費用	16,360	9,706
保険金		
機械保険経過業務保険金	6,238	4,010
業務委託費	3	132
委託金融機関等手数料	-	130
調査委託費	3	2
事務費	1,010	910
償却費		
固定資産減価償却費	18	19
支払備金繰入		
機械保険経過業務支払備金繰入	3,196	1,745
未経過保険料繰入	5,839	2,891
雑損	55	-
経常利益	2,201	1,982
特別利益		
固定資産売却益	0	-
特別損失		
固定資産除却損	1	0
当期利益金	2,201	1,982

(注1) 平成 17 年度損益計算書について

当期利益金 2,200,704,508 円は、中小企業金融公庫法附則第 13 項の規定により、積立金として整理することとします。

(注2) 平成 18 年度損益計算書について

当期利益金 1,981,785,945 円は、中小企業金融公庫法附則第 13 項の規定により、積立金として整理することとします。

重要な会計方針等（機械保険経過業務勘定）

1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産	195,851,020 円
------	---------------

2 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	71,767	71,744
未収金		
その他未収金	—	0
固定資産		
業務用固定資産	11	12
資産合計	71,778	71,757
(負債及び資本の部)		
雑勘定	0	—
仮受金	0	—
未払金	0	—
責任準備金		
破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金	41	20
負債合計	41	20
資本金		
破綻金融機関等関連特別保険等準備基金	71,679	71,679
積立金		
破綻金融機関等関連特別保険等積立金	—	29
当期利益金	58	29
資本合計	71,737	71,737
負債・資本合計	71,778	71,757

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	281	315
保険料		
破綻金融機関等関連特別保険等保険料	7	4
回収金		
破綻金融機関等関連特別保険等回収金	3	16
預け金利息	210	254
雑収入	1	1
労働保険料被保険者負担金	1	1
雑益	0	0
支払備金戻入		
破綻金融機関等関連特別保険等支払備金戻入	22	—
責任準備金戻入		
破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金戻入	39	41
経常費用	224	286
保険金		
破綻金融機関等関連特別保険等保険金	36	100
業務委託費	0	21
委託金融機関等手数料	—	21
調査委託費	0	0
事務費	145	144
償却費		
固定資産減価償却費	1	1
責任準備金繰入		
破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金繰入	41	20
経常利益	58	29
特別利益		
固定資産売却益	0	—
特別損失		
固定資産除却損	0	—
当期利益金	58	29

(注1) 平成 17 年度損益計算書について

当期利益金 57,813,822 円のうち、28,906,911 円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第 10 条第 2 項の規定により、積立金として積み立て、28,906,911 円は同条第 6 項の規定により、国庫に納付することとします。

(注2) 平成 18 年度損益計算書について

当期利益金 28,914,131 円のうち、14,457,065 円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第 10 条第 2 項の規定により、積立金として積み立て、14,457,066 円は同条第 6 項の規定により、国庫に納付することとします。

1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 3,530,993 円

2 引当金等の計上基準

破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令第4条において準用する公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末保険価額の残高に係る保険金額の 20 / 1000 の範囲内で計上しています。

3 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

財務の状況

保険収支（中小企業信用保険）

(単位：百万円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度 (4~6月)	平成 16 年度 (7~3月) ^(注)	平成 17 年度	平成 18 年度
保 険 料	118,446	136,005	35,208	112,475	152,788	162,281
回 収 金	212,067	224,506	56,097	162,927	204,902	183,945
保 険 金	935,303	792,960	166,384	456,347	525,324	518,391
収 支 差	△ 604,790	△ 432,449	△ 75,079	△ 180,945	△ 167,634	△ 172,165

(注) 平成 16 年度 (4~6月) までは旧中小企業総合事業団の実績、平成 16 年度 (7~3月) からは中小公庫の実績です。

保険収支（機械類信用保険）

(単位：百万円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度 (4~6月)	平成 16 年度 (7~3月) ^(注)	平成 17 年度	平成 18 年度
保 険 料	7,262	2,114	35	28	26	14
回 収 金	2,783	2,982	801	2,319	2,660	2,503
保 険 金	13,741	15,347	2,138	6,342	6,238	4,010
収 支 差	△ 3,696	△ 10,251	△ 1,302	△ 3,995	△ 3,552	△ 1,492

(注) 平成 16 年度 (4~6月) までは旧中小企業総合事業団の実績、平成 16 年度 (7~3月) からは中小公庫の実績です。

保険収支（破綻金融機関等関連特別保険等）

(単位：百万円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度 (4~6月)	平成 16 年度 (7~3月) ^(注)	平成 17 年度	平成 18 年度
保 険 料	35	21	2	10	7	4
回 収 金	7	24	2	1	3	16
保 険 金	25	74	-	36	36	100
収 支 差	17	△ 29	4	△ 25	△ 27	△ 80

(注) 平成 16 年度 (4~6月) までは旧中小企業総合事業団の実績、平成 16 年度 (7~3月) からは中小公庫の実績です。

総括

行政コスト計算財務書類（概要）

中小公庫は、国から出資を受けている政府関係機関、いわゆる特殊法人としての性格に鑑み、「報告書民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」（平成13年6月 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）に基づき、行政コスト計算財務書類を作成し、公表しています。

行政コスト計算財務書類とは、特殊法人について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類とされています。個々の特殊法人等の特性を捨象し、特殊法人が民間企業として活動を行っていると仮定して企業会計原則に準拠した民間企業仮定財務諸表を作成するとともに、政府出資金等国の財政措置についても、これによる機会費用を認識したうえで、行政コストを算出しています。

「行政コスト」＝「民間企業仮定損益計算書上の費用」－「自己収入」^(注)＋「政府出資等国の財政措置に係る機会費用」
(注)一般会計からの補給金を除く収益

I 平成 18 年度行政コスト計算書

	融資勘定	証券化支援 買取業務勘定	証券化支援 保証業務勘定
I 業務費用 (A)	12,314	115	2,426
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	64,740	8	-
保険引受費用	-	-	-
その他業務費用	1,204	177	-
営業経費	26,578	293	141
その他経常費用	37,463	183	2,908
特別損失	36	-	-
(控除) 業務収益			
資金運用収益	△ 116,788	△ 44	-
保険引受収益	-	-	-
その他業務収益	△ 113	△ 492	△ 573
その他経常収益	△ 472	△ 10	△ 50
特別利益	△ 335	-	-
II 機会費用 (B)	7,663	384	198
政府出資等の機会費用	7,662	384	198
公務員からの出向職員に係る 退職給付引当金増加額	1	0	0
III 行政コスト (A+B)	19,976	498	2,624

平成 17 年度行政コスト計算書

	融資勘定	証券化支援 買取業務勘定	証券化支援 保証業務勘定
I 業務費用 (A)	6,214	33	△ 63
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	73,575	1	-
保険引受費用	-	-	-
その他業務費用	2,000	124	-
営業経費	27,302	191	98
その他経常費用	28,277	69	426
特別損失	132	-	-
(控除) 業務収益			
資金運用収益	△ 123,645	△ 23	-
保険引受収益	-	-	-
その他業務収益	△ 239	△ 329	△ 585
その他経常収益	△ 963	△ 1	△ 1
特別利益	△ 225	-	-
II 機会費用 (B)	8,220	17	133
政府出資等の機会費用	8,219	17	133
公務員からの出向職員に係る 退職給付引当金増加額	1	0	0
III 行政コスト (A+B)	14,434	49	70

(単位：百万円)

信用保険等業務勘定 中小企業信用保険・融資事業	機械保険経過業務勘定	破綻金融機関等関連 特別保険等特別勘定	合 計
141,180	△ 2,648	△ 146	153,240
-	-	-	64,747
518,249	3,979	100	522,329
-	-	-	1,381
4,935	949	159	33,057
-	0	-	40,554
2	1	-	39
△ 1,009	△ 39	△ 253	△ 118,133
△ 380,969	△ 7,383	△ 152	△ 388,504
-	-	-	△ 1,178
△ 29	△ 66	△ 1	△ 629
-	△ 89	-	△ 424
14,193	40	1,183	23,661
14,192	40	1,183	23,658
1	0	0	3
155,373	△ 2,608	1,037	176,901

(単位：百万円)

信用保険等業務勘定 中小企業信用保険・融資事業	機械保険経過業務勘定	破綻金融機関等関連 特別保険等特別勘定	合 計
576,505	△ 2,917	200	579,972
-	-	-	73,575
926,779	6,197	277	933,253
-	-	-	2,124
4,330	951	145	33,017
-	-	-	28,772
10	3	0	145
△ 83	△ 5	△ 211	△ 123,968
△ 354,480	△ 10,033	△ 9	△ 364,522
-	-	-	△ 1,152
△ 28	△ 30	△ 1	△ 1,024
△ 23	△ 0	△ 0	△ 249
16,506	44	1,269	26,188
16,500	43	1,269	26,179
6	2	0	9
593,011	△ 2,873	1,469	606,160

II 民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	562,431	495,242
有価証券	36,362	44,899
貸付金	7,458,048	6,879,885
その他資産	12,425	11,568
動産不動産	25,127	-
有形固定資産	-	24,561
無形固定資産	-	599
支払承諾見返	42,260	34,159
貸倒引当金	△ 379,403	△ 355,697
資産の部合計	7,757,250	7,135,215
(負債の部)		
借入金	2,656,010	2,675,970
債券	3,954,929	3,355,049
保険契約準備金	373,312	329,866
その他負債	47,321	47,557
賞与引当金	1,458	1,580
退職給付引当金	39,438	39,246
支払承諾	42,260	34,159
負債の部合計	7,114,728	6,483,426
(資本の部)		
資本金	1,479,052	-
政府出資金	1,479,052	-
資本剰余金	142,926	-
その他資本剰余金	142,926	-
利益剰余金 (欠損金)	△ 979,456	-
積立金	3,952	-
繰越欠損金	△ 436,989	-
当期利益金	△ 546,419	-
資本の部合計	642,522	-
負債及び資本の部合計	7,757,250	-
(純資産の部)		
資本金	-	1,433,829
政府出資金	-	1,433,829
利益剰余金	-	△ 782,040
その他利益剰余金	-	△ 782,040
積立金	-	6,191
繰越利益剰余金	-	△ 788,231
純資産の部合計	-	651,789
負債及び純資産の部合計	-	7,135,215

Ⅲ 民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	516,870	552,665
資金運用収益	123,712	117,076
貸付金利息	122,934	116,222
有価証券利息配当金	725	593
信託受益権利息	23	55
その他の受入利息	29	206
保険引受収益	357,174	388,504
正味収入保険料	149,690	158,703
正味収入回収金	207,483	186,354
保険契約準備金戻入額	—	43,447
その他業務収益	1,152	1,178
政府補給金収入	33,553	44,229
その他経常収益	1,280	1,678
経常費用	1,063,393	661,972
資金調達費用	73,575	64,747
保険引受費用	925,904	522,329
正味支払保険金	531,444	522,329
保険契約準備金繰入額	394,461	—
その他業務費用	2,124	1,381
営業経費	33,017	32,960
その他経常費用	28,772	40,554
貸倒引当金繰入	28,772	40,554
経常利益	△ 546,523	△ 109,307
特別利益	248	335
特別損失	145	39
当期純利益	△ 546,419	△ 109,011

IV キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
貸付金回収による収入	2,129,959	2,018,896
貸付による支出	△ 1,749,841	△ 1,514,357
社債償還による収入	10,281	14,239
社債取得による支出	△ 20,282	△ 50
有価証券の取得による支出	-	△ 1,594
信託受益権譲渡による収入	26,213	16,212
信託受益権回収による収入	60	298
買取債権による支出	△ 27,128	△ 8,309
信託受益権の取得による支出	△ 456	-
借入金の借入による収入	1,158,400	1,054,300
債券の発行による収入	312,603	209,951
借入金の返済による支出	△ 937,285	△ 1,034,340
債券の償還による支出	△ 962,330	△ 807,800
貸付金利息収入	124,242	117,176
信託受益権利息収入	7	63
借入金利息支出	△ 12,256	△ 15,669
債券利息支出	△ 63,495	△ 49,777
債券発行費支出	△ 901	△ 484
保険料の収入	149,690	158,703
回収金の収入	207,483	186,354
保険金の支出	△ 531,444	△ 522,329
補給金収入	33,553	44,229
人件費支出	△ 21,617	△ 21,864
業務委託費支出	△ 873	△ 1,632
その他利息収入	265	1,130
その他業務収入	2,223	4,325
その他事務費支出	△ 8,973	△ 8,580
その他業務支出	△ 4,055	△ 2,149
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 185,956	△ 163,058
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純増加額（純減少額）	△ 23,020	28,200
動産不動産の取得による支出	△ 1,077	-
動産不動産の売却による収入	202	-
有価証券の取得による支出	-	△ 21,200
有形固定資産の取得による支出	-	△ 1,227
有形固定資産の売却による収入	-	3
その他資産の取得による支出	-	△ 35
その他資産の売却による収入	-	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,895	5,790
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一般会計出資金の受入による収入	96,120	96,000
産業投資出資金の受入による収入	676	22,317
国庫納付による支出額	-	△ 39
財務活動によるキャッシュ・フロー	96,796	118,278
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 113,055	△ 38,989
VI 現金及び現金同等物の期首残高	563,266	450,211
VII 現金及び現金同等物の期末残高	450,211	411,222

V 民間企業仮定損失金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	983,408	—
前期繰越損失金	436,989	—
当期損失金	546,419	—
損失金処理額	304,188	—
証券化支援買取業務勘定	△ 20	—
積立金	△ 10	—
国庫納付金	△ 10	—
信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業	306,466	—
政府出資金取崩額	163,540	—
その他資本剰余金取崩額	142,926	—
機械保険経過業務勘定	△ 2,201	—
積立金	△ 2,201	—
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定	△ 58	—
積立金	△ 29	—
国庫納付金	△ 29	—
次期繰越損失金	679,220	—

(注) 積立金、国庫納付金及び政府出資金取崩額については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

VI 平成 18 年度民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	
			その他利益剰余金			
			積 立 金	繰越利益剰余金		
政府出資金	その他資本剰余金					
前期末残高	1,479,052	142,926	3,952	△ 983,408	642,522	642,522
当期変動額						
政府出資金の受入	118,317	—	—	—	118,317	118,317
積立金の積立て	—	—	2,239	△ 2,239	—	—
国庫へ納付	—	—	—	△ 39	△ 39	△ 39
政府出資金の取崩し	△ 163,540	—	—	163,540	—	—
資本剰余金の取崩し	—	△ 142,926	—	142,926	—	—
当期純利益	—	—	—	△ 109,011	△ 109,011	△ 109,011
当期変動額合計	△ 45,223	△ 142,926	2,239	195,177	9,267	9,267
当期末残高	1,433,829	—	6,191	△ 788,231	651,789	651,789

(注) 積立金の積立て、国庫へ納付及び政府出資金の取崩しについては民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

重要な会計方針等（平成 18 年度）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当ありません。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建資産・負債の換算基準

該当ありません。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（平成 11 年 7 月 1 日金検第 177 号、平成 19 年 2 月 16 日最終改正）に定める基準に準じ、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の倒産確率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

過去勤務債務については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）に

よる定額法により、損益処理しております。

数理計算上の差異については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、翌年度から損益処理しております。

退職給付引当金に関する事項は以下のとおりであります。

①採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

②退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区 分	平成 19 年 3 月 31 日現在
退職給付債務(A)	△ 64,086
年金資産(B)	21,976
未積立退職給付債務(C)=(A)+(B)	△ 42,111
未認識数理計算上の差異(D)	3,539
未認識過去勤務債務(E)	△ 675
貸借対照表計上額純額(F)=(C)+(D)+(E)	△ 39,246
前払年金費用(G)	0
退職給付引当金(F)-(G)	△ 39,246

③退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区 分	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
勤務費用	2,002
利息費用	1,295
期待運用収益	△ 1,110
数理計算上の差異の費用処理額	762
過去勤務債務の費用処理額	△ 112
その他（臨時に支払った割増退職金等）	0
退職給付費用	2,837

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	平成 19 年 3 月 31 日現在
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	5.2%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の処理年数	10年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、損益処理しております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌年度から損益処理しております。)

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員に対して支給する期末手当及び奨励手当の支出に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しております。

6. その他重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(3) 保証債務の金額

民間企業仮定貸借対照表上「支払承諾」として計上されております。

(4) 収益・費用の計上基準

企業会計原則が規定する通常の計上基準と異なる基準を採用している収益・費用はありません。

(5) 各特殊法人等個別の事項**① 保険契約準備金**

保険契約準備金は、責任準備金及び支払備金より構成されております。

ア. 責任準備金

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定

数理計算に基づき、将来発生する保険金支払見込額を計上しております。

機械保険経過業務勘定

数理計算に基づき、収支相償となる保険料水準によって算定した未経過保険料の額を計上しております。

イ. 支払備金

支払の請求又は保険事故の発生の通知を受けているものに係る保険金の総額から、支払保険金に係る回収金の将来回収見込額を控除した額を計上しております。

② 未貸付額

未貸付額は、当公庫が貸付契約締結時に、当該担保設定が未了である等のため、貸付金の一部又は全額を借入者に資金交付していないことによる当該貸付資金の未交付額を計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、「手許現金、随時引き出し可能な預け金」及び「売戻し条件付現先（買現先勘定）」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

平成 19 年 3 月 31 日現在

現金預け金	495,242 百万円
満期が3ヶ月超の預け金	△ 84,020 百万円
現金及び現金同等物	△ 411,222 百万円

8. 機会費用の計上基準**(1) 国有財産の無償使用に係る機会費用の算出方法**

該当ありません。

(2) 政府出資に係る機会費用

政府出資金期末残高に、10年もの国債の期末日利回り（第285回債平成19年3月30日付利回り1.650%）を乗じて得られる額を計上しております。

(3) 通常よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用の算出に用いた利子率

該当ありません。

(4) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

6人

(5) その他の機会費用の算出方法

該当ありません。

9. 行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

該当ありません。

10. 重要な会計方針の変更**(1) 金融商品に関する会計基準**

債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っておりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当期から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の債券発行差金は2,396百万円、「その他負債」中の前受収益は317百万円、及び「債券」は2,080百万円、それぞれ減少しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当期から適用しております。

当期末における従来の「資本の部」に相当する金額は、651,789百万円であります。

重要な会計方針等（平成 17 年度）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当ありません。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づき定額法により償却しております。

4. 外貨建資産・負債の換算基準

該当ありません。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（平成 11 年 7 月 1 日金検第 177 号、平成 16 年 2 月 26 日最終改正）に定める基準に準じ、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の倒産確率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

過去勤務債務については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、損益処理しております。

数理計算上の差異については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、翌年度から損益処理しております。

退職給付引当金に関する事項は以下のとおりであります。

①採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

②退職給付債務に関する事項

（単位：百万円）

区 分	平成 18 年 3 月 31 日現在
退職給付債務(A)	△ 64,796
年金資産(B)	21,348
未積立退職給付債務(C)=(A)+(B)	△ 43,448
未認識数理計算上の差異(D)	4,798
未認識過去勤務債務(E)	△ 787
貸借対照表計上額純額(F)=(C)+(D)+(E)	△ 39,438
前払年金費用(G)	0
退職給付引当金(F)-(G)	△ 39,438

③退職給付費用に関する事項

（単位：百万円）

区 分	自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 18 年 3 月 31 日
勤務費用	2,022
利息費用	1,286
期待運用収益	△ 927
数理計算上の差異の費用処理額	1,040
過去勤務債務の費用処理額	△ 112
その他（臨時に支払った割増退職金等）	0
退職給付費用	3,308

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	平成 18 年 3 月 31 日現在
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	5.2%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の処理年数	10 年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、損益処理しております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10 年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌年度から損益処理しております。)

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員に対して支給する期末手当及び奨励手当の支出に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しております。

6. その他重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。また、債券発行差金は、資産として計上し、債券の平均償還年限（3、5、6、7、10、12及び15年）で均等償却を行っております。

(3) 保証債務の金額

民間企業仮定貸借対照表上「支払承諾」として計上されております。

(4) 収益・費用の計上基準

企業会計原則が規定する通常の計上基準と異なる基準を採用している収益・費用はありません。

(5) 各特殊法人等個別の事項**① 保険契約準備金**

保険契約準備金は、責任準備金及び支払備金より構成されております。

ア. 責任準備金

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定

数理計算に基づき、将来発生する保険金支払見込額を計上しております。

機械保険経過業務勘定

数理計算に基づき、収支相償となる保険料水準によって算定した未経過保険料の額を計上しております。

イ. 支払備金

支払の請求又は保険事故の発生の通知を受けているものに係る保険金の総額から、支払保険金に係る回収金の将来回収見込額を控除した額を計上しております。

② 未貸付額

未貸付額は、当公庫が貸付契約締結時に、当該担保設定が未了である等のため、貸付金の一部又は全額を借入者に資金交付していないことによる当該貸付資金の未交付額を計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、「手許現金、随時引き出し可能な預け金」及び「売戻し条件付現先（買現先勘定）」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

平成 18 年 3 月 31 日現在

現金預け金	562,431 百万円
満期が3ヶ月超の預け金	△ 112,220 百万円
現金及び現金同等物	450,211 百万円

8. 機会費用の計上基準**(1) 国有財産の無償使用に係る機会費用の算出方法**

該当ありません。

(2) 政府出資に係る機会費用

政府出資金期末残高に、10年もの国債の期末日利回り（第277回債平成18年3月31日付利回

り1.770%）を乗じて得られる額を計上しております。

(3) 通常よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用の算出に用いた利子率

該当ありません。

(4) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

12人

(5) その他の機会費用の算出方法

該当ありません。

9. 行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

該当ありません。

10. 重要な会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当期から適用しております。これにより当期損失金は84百万円増加しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

11. 追加情報**(1) 減損損失**

以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
遊休	建物	秋田県	26百万円
		東京都	9百万円
		埼玉県	43百万円
		兵庫県	5百万円
		計	84百万円

（経緯）

上記について、現在は遊休資産としております。今後は処分を予定しており、回収可能価額と帳簿価額に著しい乖離があることから、減損損失を認識しました。

（グルーピングの方法）

全体をひとつの資産グループとし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。

（回収可能価額の算定方法）

正味売却価額、不動産鑑定評価基準

(2) 保険契約準備金

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業及び破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定に係る保険契約準備金が増加したのは、当期より、将来発生が予想される保険金について、最近の保険金支払状況をより適切に反映できる方法に変更して算出し、その額を保険契約準備金としたためです。

融資業務

融資勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	73,948	80,177
有価証券	36,362	22,107
貸付金	6,981,656	6,416,929
その他資産	10,339	7,922
動産不動産	22,963	—
有形固定資産	—	22,380
無形固定資産	—	506
貸倒引当金	△ 378,483	△ 351,686
資産の部合計	6,746,785	6,198,336
(負債の部)		
借入金	2,655,410	2,675,970
債券	3,954,829	3,353,150
その他負債	46,288	46,829
賞与引当金	1,182	1,277
退職給付引当金	30,590	30,708
負債の部合計	6,688,298	6,107,934
(資本の部)		
資本金	464,335	—
政府出資金	464,335	—
利益剰余金 (欠損金)	△ 405,849	—
繰越欠損金	△ 433,188	—
当期利益金	27,339	—
資本の部合計	58,486	—
負債及び資本の部合計	6,746,785	—
(純資産の部)		
資本金	—	464,335
政府出資金	—	464,335
利益剰余金	—	△ 373,933
その他利益剰余金	—	△ 373,933
繰越利益剰余金	—	△ 373,933
純資産の部合計	—	90,402
負債及び純資産の部合計	—	6,198,336

融資勘定民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	158,399	161,601
資金運用収益	123,645	116,788
貸付金利息	122,894	115,979
信託受益権利息	—	14
有価証券利息配当金	725	590
その他業務収益	239	113
政府補給金収入	33,553	44,229
その他経常収益	963	472
経常費用	131,153	129,985
資金調達費用	73,575	64,740
その他業務費用	2,000	1,204
営業経費	27,302	26,578
その他経常費用	28,277	37,463
貸倒引当金繰入	28,277	37,463
経常利益	27,246	31,617
特別利益	225	335
特別損失	132	36
当期純利益	27,339	31,916

融資勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
貸付金回収による収入	1,657,668	1,542,504
貸付による支出	△ 1,273,449	△ 1,051,401
社債償還による収入	10,281	14,239
社債取得による支出	△ 20,282	△ 50
信託受益権譲渡による収入	-	8,607
信託受益権回収による収入	-	24
借入金の借入による収入	1,129,000	1,045,000
債券の発行による収入	312,503	208,151
借入金の返済による支出	△ 908,415	△ 1,024,440
債券の償還による支出	△ 962,330	△ 807,800
貸付金利息収入	124,201	116,933
信託受益権利息収入	-	9
借入金利息支出	△ 12,255	△ 15,667
債券利息支出	△ 63,495	△ 49,773
債券発行費支出	△ 901	△ 480
補給金収入 (一般会計)	33,526	44,210
(特別会計)	26	19
人件費支出	△ 17,456	△ 17,577
業務委託費支出	△ 799	△ 667
その他利息収入	4	63
その他業務収入	1,604	3,431
その他事務費支出	△ 7,559	△ 7,289
その他業務支出	△ 3,610	△ 724
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,738	7,322
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
動産不動産の取得による支出	△ 969	-
動産不動産の売却による収入	109	-
有形固定資産の取得による支出	-	△ 1,111
有形固定資産の売却による収入	-	3
その他資産の取得による支出	-	△ 35
その他資産の売却による収入	-	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 861	△ 1,094
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一般会計出資金の受入による収入	2,420	-
産業投資出資金の受入による収入	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,420	-
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 179	6,229
VI 現金及び現金同等物の期首残高	74,128	73,948
VII 現金及び現金同等物の期末残高	73,948	80,177

融資勘定民間企業仮定損出金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	405,849	-
前期繰越損失金	433,188	-
当期利益金	27,339	-
損失金処理額	-	-
次期繰越損失金	405,849	-

平成 18 年度融資勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
	政府出資金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金		
前期末残高	464,335	△ 405,849	58,486	58,486
当期変動額				
当期純利益	-	31,916	31,916	31,916
当期変動額合計	-	31,916	31,916	31,916
当期末残高	464,335	△ 373,933	90,402	90,402

証券化支援業務

証券化支援買取業務勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	64	419
有価証券	—	22,792
その他資産	1,639	2,054
信託受益権	1,576	2,006
動産不動産	9	—
有形固定資産	—	14
無形固定資産	—	4
貸倒引当金	△ 86	△ 270
資産の部合計	1,626	25,014
(負債の部)		
借入金	600	—
債券	100	1,900
その他負債	47	40
賞与引当金	5	6
退職給付引当金	123	124
負債の部合計	875	2,070
(資本の部)		
資本金	941	—
政府出資金	941	—
利益剰余金 (欠損金)	△ 190	—
繰越欠損金	△ 157	—
当期利益金	△ 33	—
資本の部合計	751	—
負債及び資本の部合計	1,626	—
(純資産の部)		
資本金	—	23,258
政府出資金	—	23,258
利益剰余金	—	△ 314
その他利益剰余金	—	△ 314
積立金	—	10
繰越利益剰余金	—	△ 324
純資産の部合計	—	22,944
負債及び純資産の部合計	—	25,014

証券化支援買取業務勘定民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	353	547
資金運用収益	23	44
信託受益権利息	23	41
有価証券利息配当金	—	4
その他業務収益	329	492
その他経常収益	1	10
経常費用	386	661
資金調達費用	1	8
その他業務費用	124	177
営業経費	191	293
その他経常費用	69	183
貸倒引当金繰入	69	183
経常利益	△ 33	△ 115
当期純利益	△ 33	△ 115

証券化支援買取業務勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	△ 1,594
信託受益権譲渡による収入	26,213	7,605
信託受益権回収による収入	60	274
買取債権による支出	△ 27,128	△ 8,309
信託受益権の取得による支出	△ 456	-
借入金の借入による収入	29,400	9,300
債券の発行による収入	100	1,800
借入金の返済による支出	△ 28,870	△ 9,900
信託受益権利息収入	7	55
借入金利息支出	△ 1	△ 2
債券利息支出	△ 0	△ 5
債券発行費支出	-	△ 3
人件費支出	△ 70	△ 89
業務委託費支出	△ 55	△ 180
その他利息収入	-	0
その他業務収入	291	504
その他事務費支出	△ 23	△ 30
その他業務支出	△ 124	△ 174
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 656	△ 746
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純増加額	△ 20	-
有価証券の取得による支出	-	△ 21,200
動産不動産の取得による支出	△ 4	-
有形固定資産の取得による支出	-	△ 6
その他資産の取得による支出	-	△ 0
その他資産の売却による収入	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 24	△ 21,206
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
産業投資出資金の受入による収入	676	22,317
国庫納付による支出額	-	△ 10
財務活動によるキャッシュ・フロー	676	22,307
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 4	355
VI 現金及び現金同等物の期首残高	49	44
VII 現金及び現金同等物の期末残高	44	399

証券化支援買取業務勘定民間企業仮定損失金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	190	-
前期繰越損失金	157	-
当期損失金	33	-
損失金処理額	△ 20	-
積立金	△ 10	-
国庫納付金	△ 10	-
次期繰越損失金	210	-

(注) 積立金及び国庫納付金については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

平成 18 年度証券化支援買取業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株主資本合計		
		政府出資金	その他利益剰余金			
		積 立 金	繰越利益剰余金			
前期末残高	941	-	△ 190	751	751	
当期変動額						
政府出資金の受入	22,317	-	-	22,317	22,317	
積立金の積立て	-	10	△ 10	-	-	
国庫へ納付	-	-	△ 10	△ 10	△ 10	
当期純利益	-	-	△ 115	△ 115	△ 115	
当期変動額合計	22,317	10	△ 134	22,193	22,193	
当期末残高	23,258	10	△ 324	22,944	22,944	

(注) 積立金の積立て及び国庫へ納付については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

証券化支援保証業務勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	8,665	12,114
その他資産	310	1,544
動産不動産	9	-
有形固定資産	-	14
無形固定資産	-	5
支払承諾見返	42,260	34,159
貸倒引当金	△ 832	△ 3,740
資産の部合計	50,411	44,096
(負債の部)		
その他負債	966	677
未経過保証料	966	675
賞与引当金	5	6
退職給付引当金	123	124
支払承諾	42,260	34,159
負債の部合計	43,354	34,966
(資本の部)		
資本金	7,500	-
政府出資金	7,500	-
利益剰余金 (欠損金)	△ 443	-
繰越欠損金	△ 506	-
当期利益金	63	-
資本の部合計	7,057	-
負債及び資本の部合計	50,411	-
(純資産の部)		
資本金	-	12,000
政府出資金	-	12,000
利益剰余金	-	△ 2,869
その他利益剰余金	-	△ 2,869
繰越利益剰余金	-	△ 2,869
純資産の部合計	-	9,131
負債及び純資産の部合計	-	44,096

証券化支援保証業務勘定民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	586	624
その他業務収益	585	573
保証料	585	573
その他経常収益	1	50
経常費用	523	3,050
営業経費	98	141
その他経常費用	426	2,908
貸倒引当金繰入	426	2,908
経常利益	63	△ 2,426
当期純利益	63	△ 2,426

証券化支援保証業務勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
人件費支出	△ 70	△ 89
業務委託費支出	△ 5	△ 10
その他利息収入	0	47
その他業務収入	269	297
その他事務費支出	△ 23	△ 38
その他業務支出	△ 321	△ 1,252
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 150	△ 1,045
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純増加額	-	7,500
動産不動産の取得による支出	△ 4	-
有形固定資産の取得による支出	-	△ 6
その他資産の取得による支出	-	△ 0
その他資産の売却による収入	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4	△ 7,506
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一般会計出資金の受入による収入	3,500	4,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,500	4,500
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増加額	3,346	△ 4,050
VI 現金及び現金同等物の期首残高	5,319	8,665
VII 現金及び現金同等物の期末残高	8,665	4,614

証券化支援保証業務勘定民間企業仮定損失金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	443	-
前期繰越損失金	506	-
当期利益金	63	-
損失金処理額	-	-
次期繰越損失金	443	-

平成 18 年度証券化支援保証業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			純資産合計
	資 本 金	利益剰余金	株主資本合計	
	政府出資金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末残高	7,500	△ 443	7,057	7,057
当期変動額				
政府出資金の受入	4,500	-	4,500	4,500
当期純利益	-	△ 2,426	△ 2,426	△ 2,426
当期変動額合計	4,500	△ 2,426	2,074	2,074
当期末残高	12,000	△ 2,869	9,131	9,131

信用保険業務

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金及び預け金	390,645	315,864
貸付金	476,392	462,956
不動産及び動産	1,870	—
有形固定資産	—	1,878
無形固定資産	—	64
その他資産	98	42
資産の部合計	869,005	780,803
(負債の部)		
保険契約準備金	363,424	324,980
その他負債	15	15
賞与引当金	210	233
退職給付引当金	6,759	6,659
負債の部合計	370,409	331,887
(資本の部)		
資本金	932,175	—
政府出資金	932,175	—
資本剰余金	142,926	—
その他資本剰余金	142,926	—
利益剰余金 (欠損金)	△ 576,505	—
当期利益金	△ 576,505	—
資本の部合計	498,596	—
負債及び資本の部合計	869,005	—
(純資産の部)		
資本金	—	860,135
政府出資金	—	860,135
利益剰余金	—	△ 411,219
その他利益剰余金	—	△ 411,219
繰越利益剰余金	—	△ 411,219
純資産の部合計	—	448,916
負債及び純資産の部合計	—	780,803

信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	354,526	381,290
保険引受収益	354,480	380,969
正味収入保険料	149,657	158,685
正味収入回収金	204,822	183,840
保険契約準備金戻入額	—	38,444
資産運用収益	22	293
その他経常収益	24	28
経常費用	930,606	522,998
保険引受費用	926,779	518,249
正味支払保険金	525,210	518,249
保険契約準備金繰入額	401,569	—
一般管理費	3,827	4,749
経常利益	△ 576,079	△ 141,708
特別利益	21	—
特別損失	9	2
当期純利益	△ 576,068	△ 141,710

信用保険等業務勘定融資事業民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	64	717
資産運用収益	61	716
その他経常収益	3	1
経常費用	503	186
一般管理費	503	186
経常利益	△ 439	531
特別利益	3	—
特別損失	1	0
当期純利益	△ 437	531

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	149,657	158,685
回収金の収入	204,822	183,840
その他の業務による収入	30	27
保険金の支出	△ 525,210	△ 518,249
人件費の支出	△ 3,159	△ 3,301
その他の業務による支出	△ 1,061	△ 1,605
小計	△ 174,921	△ 180,603
利息の受取額	83	970
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 174,837	△ 179,633
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純増加額（純減少額）	△ 37,900	37,900
不動産及び動産の取得による支出	△ 78	-
有形固定資産の取得による支出	-	△ 84
不動産及び動産の売却による収入	93	-
その他資産の取得による支出	△ 25	-
その他資産の売却による収入	-	0
貸付による支出	△ 476,392	△ 462,956
貸付金の回収による収入	472,291	476,392
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 42,011	51,252
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資金の受入れによる収入	90,200	91,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	90,200	91,500
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増△減額	△ 126,648	△ 36,882
VI 現金及び現金同等物の期首残高	479,393	352,745
VII 現金及び現金同等物の期末残高	352,745	315,864

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業民間企業仮定損失金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	576,505	-
前期繰越損失金	-	-
当期損失金	576,505	-
損失金処理額	306,466	-
政府出資金取崩額	163,540	-
その他資本剰余金取崩額	142,926	-
次期繰越損失金	270,039	-

(注) 政府出資金取崩額については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

平成 18 年度信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
	政府出資金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末残高	932,175	142,926	△ 576,505	498,596	498,596
当期変動額					
政府出資金の受入	91,500	-	-	91,500	91,500
政府出資金の取崩し	△ 163,540	-	163,540	-	-
資本剰余金の取崩し	-	△ 142,926	142,926	-	-
当期純利益	-	-	△ 141,180	△ 141,180	△ 141,180
当期変動額合計	△ 72,040	△ 142,926	165,286	△ 49,680	△ 49,680
当期末残高	860,135	-	△ 411,219	448,916	448,916

(注) 政府出資金の取崩しについては民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

機械保険経過業務勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金及び預け金	17,341	14,923
不動産及び動産	264	-
有形固定資産	-	263
無形固定資産	-	18
その他資産	29	4
貸倒引当金	△ 1	△ 2
資産の部合計	17,632	15,206
(負債の部)		
保険契約準備金	9,590	4,719
その他負債	4	3
賞与引当金	50	49
退職給付引当金	1,610	1,408
負債の部合計	11,254	6,179
(資本の部)		
資本金	2,421	-
政府出資金	2,421	-
利益剰余金(欠損金)	3,958	-
積立金	3,952	-
繰越欠損金	△ 2,911	-
当期利益金	2,917	-
資本の部合計	6,379	-
負債及び資本の部合計	17,632	-
(純資産の部)		
資本金	-	2,421
政府出資金	-	2,421
利益剰余金	-	6,606
その他利益剰余金	-	6,606
積立金	-	6,152
繰越利益剰余金	-	453
純資産の部合計	-	9,027
負債及び純資産の部合計	-	15,206

機械保険経過業務勘定民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	10,069	7,489
保険引受収益	10,033	7,383
正味収入保険料	26	14
正味収入回収金	2,659	2,498
保険契約準備金戻入額	7,349	4,871
資産運用収益	5	39
その他経常収益	30	66
経常費用	7,149	4,929
保険引受費用	6,197	3,979
正味支払保険金	6,197	3,979
一般管理費	951	949
その他経常費用	-	0
経常利益	2,920	2,560
特別利益	0	89
特別損失	3	1
当期純利益	2,917	2,648

機械保険経過業務勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	26	14
回収金の収入	2,659	2,498
その他の業務による収入	31	66
保険金の支出	△ 6,197	△ 3,979
人件費の支出	△ 753	△ 698
その他の業務による支出	△ 253	△ 339
小計	△ 4,487	△ 2,438
利息の受取額	6	38
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,481	△ 2,400
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純減少額	4,100	1,300
不動産及び動産の取得による支出	△ 19	-
有形固定資産の取得による支出	-	△ 18
不動産及び動産の売却による収入	0	-
その他資産の取得による支出	△ 6	-
その他資産の売却による収入	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,076	1,282
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増△減額	△ 405	△ 1,118
VI 現金及び現金同等物の期首残高	3,846	3,441
VII 現金及び現金同等物の期末残高	3,441	2,323

機械保険経過業務勘定民間企業仮定利益金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処分利益金	6	-
前期繰越損失金	2,911	-
当期利益金	2,917	-
利益金処分額	2,201	-
積立金	2,201	-
次期繰越損失金	2,195	-

(注) 積立金については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

平成 18 年度機械保険経過業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	利益剰余金		政府出資金		
		積 立 金	繰越利益剰余金			
前期末残高	2,421	3,952	6	6,379	6,379	
当期変動額						
積立金の積立て	-	2,201	△ 2,201	-	-	
当期純利益	-	-	2,648	2,648	2,648	
当期変動額合計	-	2,201	447	2,648	2,648	
当期末残高	2,421	6,152	453	9,027	9,027	

(注) 積立金の積立てについては民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金及び預け金	71,767	71,744
不動産及び動産	11	—
有形固定資産	—	12
無形固定資産	—	1
その他資産	13	10
資産の部合計	71,791	71,768
(負債の部)		
保険契約準備金	298	166
その他負債	1	0
賞与引当金	7	8
退職給付引当金	232	224
負債の部合計	538	398
(資本の部)		
資本金	71,679	—
政府出資金	71,679	—
利益剰余金(欠損金)	△ 427	—
繰越欠損金	△ 227	—
当期利益金	△ 200	—
資本の部合計	71,252	—
負債及び資本の部合計	71,791	—
(純資産の部)		
資本金	—	71,679
政府出資金	—	71,679
利益剰余金	—	△ 310
その他利益剰余金	—	△ 310
積立金	—	29
繰越利益剰余金	—	△ 339
純資産の部合計	—	71,369
負債及び純資産の部合計	—	71,768

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	222	405
保険引受収益	9	152
正味収入保険料	7	3
正味収入回収金	3	16
保険契約準備金戻入額	—	132
資産運用収益	211	253
その他経常収益	1	1
経常費用	422	260
保険引受費用	277	100
正味支払保険金	36	100
保険契約準備金繰入額	241	—
一般管理費	145	159
経常利益	△ 200	146
特別利益	0	—
特別損失	0	—
当期純利益	△ 200	146

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	7	3
回収金の収入	3	16
その他の業務による収入	1	1
保険金の支出	△ 36	△ 100
人件費の支出	△ 109	△ 111
その他の業務による支出	△ 36	△ 54
小計	△ 171	△ 245
利息の受取額	210	254
業務活動によるキャッシュ・フロー	39	9
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純増加額（純減少額）	10,800	△ 3,500
不動産及び動産の取得による支出	△ 3	-
有形固定資産の取得による支出	-	△ 3
不動産及び動産の売却による収入	0	-
その他資産の取得による支出	△ 1	-
その他資産の売却による収入	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,796	△ 3,503
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出額	-	△ 29
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 29
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増△減額	10,836	△ 3,523
VI 現金及び現金同等物の期首残高	532	11,367
VII 現金及び現金同等物の期末残高	11,367	7,844

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定損失金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	427	-
前期繰越損失金	227	-
当期利益金	△ 200	-
損失金処理額	△ 58	-
積立金	△ 29	-
国庫納付金	△ 29	-
次期繰越損失金	485	-

(注) 積立金及び国庫納付金については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

平成 18 年度破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	利益剰余金				
		政府出資金	積立金			
前期末残高	71,679	-	△ 427	71,252	71,252	
当期変動額						
積立金の積立て	-	29	△ 29	-	-	
国庫へ納付	-	-	△ 29	△ 29	△ 29	
当期純利益	-	-	146	146	146	
当期変動額合計	-	29	88	117	117	
当期末残高	71,679	29	△ 339	71,369	71,369	

(注) 積立金の積立て及び国庫へ納付については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

リスク管理債権について

中小公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、平成 13 年度から金融庁の「金融検査マニュアル」などに準拠した基準に則り、自己査定を実施しています。

「リスク管理債権」については、従来、民間金融機関の開示基準を参考に試算してきましたが、平成 13 年度からは、自己査定を踏まえた基準により開示するとともに、「金融再生法に基づく開示債権」も開示しています。

平成 16 年度から従来の融資業務に加え、証券化支援業務に新たに取り組むとともに、旧中小企業総合事業団から信用保険業務を承継したことに伴い、両業務にかかる債権等（支払承諾見返、保証協会向け貸付金等）及び有価証券についても自己査定を実施しています。

中小公庫は、中小企業専門の政策金融機関として、個別中小企業の資金繰りの実情に応じ弾力的な対応を行うよう主務省からの指示を受けており、既往貸付先の一時的な資金繰り悪化に対しては、短期貸付を業務上認められていないことから、貸付金の償還条件の変更を行っています。償還条件の変更に当たっては、条件変更後において償還能力が認められると判断される場合において対応しており、これら償還条件変更債権は、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法に基づく要管理債権とは性格をやや異にしていますが、信頼性・透明性を強化し政策金融機関として一層の説明責任を果たすとの観点から、民間金融機関との比較を容易にするため、平成 16 年度から償還条件変更債権を原則開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

さらに、平成 18 年度においても、債務者の債務償還能力や業績回復の可能性を従来より厳しく評価するなど自己査定の充実に努めています。

中小公庫は、政策金融機関として中小企業の育成という観点から、中小企業向け融資において培った審査ノウハウを活かした経営改善支援等のコンサルティング機能を発揮しています。企業業績の回復可能性に応じた、より適切できめ細かな支援体制を組み、経営改善に向けた積極的な支援を行ってまいります。

1 リスク管理債権（総括）

「銀行法」に基づいて算出したリスク管理債権は以下のとおりです。

（単位：億円）

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
破綻先債権	1,280	1,195
延滞債権	4,940	5,895
3ヵ月以上延滞債権	0	0
貸出条件緩和債権	3,417	2,639
合計	9,637	9,729

各々の定義は以下のとおりです。

対象債権は、貸付金（社債を含む。）です。

- (1) 破綻先債権
自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付金です。
- (2) 延滞債権
自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金です。
- (3) 3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (4) 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、DDS、金利の支払猶予、元本の返済猶予及び一部債権放棄を実施した債権で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
なお、金融庁の「事務ガイドライン」には、貸出条件緩和債権として上記のほか、経営支援先に対する債権、代物弁済を受けた債権及び債務者の株式を受け入れた債権が列挙されていますが、これらに該当するものではありません。

2 金融再生法開示債権（総括）

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて算出した開示債権は以下のとおりです。

（単位：億円）

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,998	2,768
危険債権	3,234	4,352
要管理債権	3,417	2,639
小計	9,649	9,759
正常債権	66,206	59,845
合計	75,855	69,604

各々の定義は以下のとおりです。

対象債権は、貸付金（社債を含む。）及び貸付金に準ずる債権（未収貸付金利息、貸付金に準ずる仮払金、求償権、支払承諾見返及び未収金）です。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (2) 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- (3) 要管理債権
3ヵ月以上延滞債権〔元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）〕及び貸出条件緩和債権〔経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸付債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヵ月以上延滞債権」を除く。）〕です。
- (4) 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

リスク管理債権及び金融再生法開示債権は、担保等からの回収見込み額を控除する前の金額であり、開示した残高すべてが回収不能となるものではありません。

(参考)自己査定・開示債権の状況(総括)

(単位：億円)

自己査定に基づく債務者区分		自己査定における分類区分				金融再生法開示債権	リスク管理債権	
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類			
破綻先 1,208	実質破綻先 1,560	担保・保証による 保全部分 811	非保全部分		159	1,798	破産更正債権及び これらに準ずる債権 2,768	破綻先債権 1,195
破綻懸念先 4,352			担保・保証による 保全部分 2,213	1,928				210
要 注 意 先	要管理先 2,923	要管理先債権(注4) 2,907	11	4	1	0	要管理債権(注4) 2,639	3ヵ月以上延滞債権 0
	要管理先以外の 要注意先(注5) 8,276	要管理先以外の 要注意先債権(注5) 8,274	8,274	0				貸出条件緩和債権 2,639
正常先 51,330		正常先債権 51,330					正常債権 59,845	
総計(注2) 69,648								リスク管理債権合計 9,729 (注3)

(注1)計算は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないことがあります。

(注2)自己査定の対象債権は、貸付金(社債を含む)、貸付金に準ずる債権(未収貸付金利息、貸付金に準ずる仮払金、求償権、支払承諾見返及び未収金)及び信託受益権等です。

(注3)リスク管理債権の対象債権は貸付金であり、貸付金合計は69,186億円(融資勘定64,556億円及び信用保険等業務勘定4,630億円)です。リスク管理債権9,729億円は全額が融資勘定にかかるものです。

(注4)「要管理債権」は個別貸付金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する債権額です。

(注5)信託受益権等は、便宜的に自己査定に基づく債務者区分を「要管理先以外の要注意先」に含めています。

「従業員の給与及び退職手当の支給の基準」について

当公庫は、中小企業金融公庫法第18条の規定に基づき、従業員の給与及び退職手当の支給の基準について次のとおり制定しております。

従業員の給与及び退職手当の支給の基準(平成19年4月1日)

1. 基本的な考え方(社会一般の情勢への適合)

中小企業金融公庫法第18条においては、従業員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めることとされている。その際、基本的な考え方として次の事項に配慮するものとする。

- (1) 従業員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 従業員の給与等は、中小企業金融公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 従業員の給与等は、中小企業金融公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 役員の給与等

(1) 給与

給与の種類	支給基準等
イ 本俸	月額により支給 (月額) 総 裁 1,141 千円 理 事 847 千円 副総裁 979 千円 監 事 766 千円
ロ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸 × 0.14 大阪府大阪市に在勤する役員 本俸 × 0.12 ^(注1)
ハ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律 (昭和 25 年法律第 95 号) 第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定に準じて支給
ニ 単身赴任手当	一般職の職員の給与に関する法律 (昭和 25 年法律第 95 号) 第 12 条の 2 の規定に準じて支給
ホ 特別手当	$[(\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) + (\text{本俸月額} \times 0.25) + \{(\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) \times 0.2\}] \times \text{支給割合}^{(*)}$ (※) 支給割合: 年 3.35 カ月

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額 × 0.125 × 業績勘案率^(注2) × 在職期間 (月数)

(注 1) 役員が東京都特別区から大阪府大阪市に異動した場合当該異動の日から起算して 1 年を経過するまでの間は本俸に当該異動の日の前日に現に支給を受けていた支給割合を乗じて得た額 (国家公務員の例に準じた異動保障)

(注 2) 総裁が別に定める委員会 (業績評価委員会*) が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する率

※業績評価委員一覧 (五十音順、敬称略)

(委員長) 岩 本 繁	公認会計士 全国農業協同組合中央会 理事・監査委員長
寺 島 実 郎	財団法人日本総合研究所 会長
森 一 夫	株式会社日本経済新聞社 特別編集委員兼論説委員
横 山 洋 吉	社団法人全国信用保証協会連合会 会長
吉 野 直 行	慶應義塾大学経済学部 教授

役職員の報酬・給与等について

中小公庫は、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえて、「役職員の報酬・給与等について」を作成し、公表しています。

I 役員報酬等について

1. 役員報酬についての基本方針に関する事項

(1) 平成 18 年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特例手当について、その者の職務実績に応じこれを増額し、又は減額することができるものとしている。

(2) 役員報酬基準の改定内容

総 裁	平成 18 年度の国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ (1,222 千円/月 → 1,141 千円/月) 及び特別調整手当の支給割合の引上げ (100 分の 12 → 100 分の 13) を行った。
副総裁	平成 18 年度の国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ (1,050 千円/月 → 979 千円/月) 及び特別調整手当の支給割合の引上げ (100 分の 12 → 100 分の 13) を行った。
理 事	平成 18 年度の国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ (908 千円/月 → 847 千円/月) 及び特別調整手当の支給割合の引上げ (東京都特別区に在勤する役員については 100 分の 12 → 100 分の 13、大阪府大阪市に在勤する役員については 100 分の 10 → 100 分の 11) を行った。
監 事	平成 18 年度の国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ (821 千円/月 → 766 千円/月) 及び特別調整手当の支給割合の引上げ (100 分の 12 → 100 分の 13) を行った。
監事(非常勤)	平成 18 年度の国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ (546 千円/月 → 511 千円/月) を行った。

2. 役員の報酬等の支給状況

役 名	平成 18 年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬 (給与)	賞 与	その他 (内容)	就任	退任	
総裁	22,903 千円	14,450 千円	6,575 千円	1,878 千円 (特別調整手当)	1 月 12 日 1 人	1 月 11 日 1 人
副総裁 (1 人)	19,675 千円	12,412 千円	5,649 千円	1,614 千円 (特別調整手当)		
理事 (7 $\frac{11}{12}$ 人)	132,801 千円	83,202 千円	37,814 千円	10,611 千円 (特別調整手当) 1,174 千円 (通勤手当)	5 月 16 日 1 人 7 月 29 日 1 人	5 月 15 日 1 人 7 月 9 日 1 人
監事 (1 人)	14,944 千円	9,384 千円	4,262 千円	1,220 千円 (特別調整手当) 78 千円 (通勤手当)		
監事(非常勤) (1 人)	6,552 千円	6,552 千円	—	— (—)		

注 1: 「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注 2: 年度途中で就任 (又は退任) した理事については、1 月を $\frac{1}{12}$ 人と換算して記載した。

3. 役員の退職手当の支給状況（平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
総裁	11,536千円	4年0月	平成19年1月11日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。
副総裁	—千円	—年—月	—	—	該当者なし
理事	9,190千円	4年0月	平成18年5月15日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。
監事	—千円	—年—月	—	—	該当者なし
監事（非常勤）	—千円	—年—月	—	—	該当者なし

II 職員給与について

1. 職員給与についての基本方針に関する事項

(1) 人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行する。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき人件費の管理を行う。

(2) 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し決定する。また、国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、かつ労使間の協議を経て、給与改定を行う。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務遂行能力が著しく優秀な職員については、昇格又は昇給させることができる。また、職員の勤務成績に応じて、奨励手当の成績率を決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	○特別昇給 勤務成績が特に良好と認められる者については、定期昇給のほか、上位の号俸への昇給を行うことができる。
奨励手当（査定分）	○奨励手当 対象期間における勤務成績を4段階に区分し、成績段階に応じた成績率でもって支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

平成18年度の国家公務員の給与改定等を踏まえ、次の改定を行っている。

- ・本俸月額平均4.8%引下げ
 - ・年功的な給与上昇の抑制のため給与カーブをフラット化
 - ・きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号俸を4分割化
 - ・地域間格差が適切に反映されるよう特別都市手当の支給割合を改正
 - ・役職手当について、職務職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制へ移行
- なお、平成19年4月1日から勤務成績のより一層の給与への反映等を目的に、定期昇給を廃止し勤務成績に基づく昇給制度とするほか、奨励手当への勤務成績反映の拡大を行っている。

2. 職員給与の支給状況

(1) 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,768人	38.8歳	8,007千円	5,659千円	156千円	2,348千円
事務・技術	1,763人	38.7歳	8,012千円	5,661千円	156千円	2,351千円
自動車運転手	5人	52.5歳	6,279千円	4,733千円	139千円	1,546千円

（注）研究職種、医療職種及び教育職種については該当者なしにより省略。

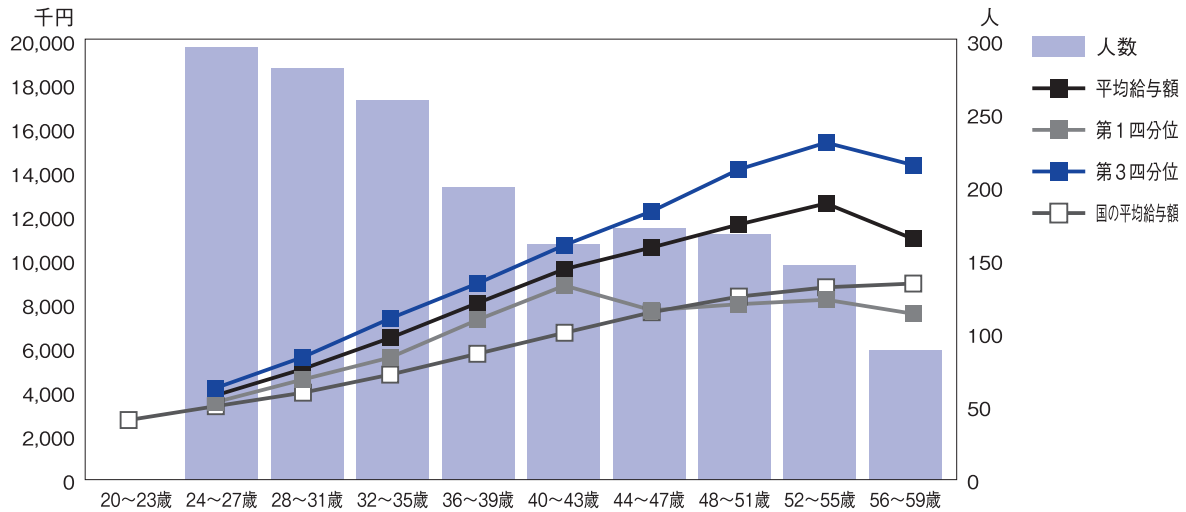
在外職員	1人	歳	千円	千円	千円	千円
------	----	---	----	----	----	----

（注）在外職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

再任用職員	9人	62.7歳	3,493千円	3,493千円	229千円	0千円
事務・技術	9人	62.7歳	3,493千円	3,493千円	229千円	0千円

（注）研究職種、医療職種及び教育職種については該当者なしにより省略。
注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
注2：任期付職員及び非常勤職員は該当者がいないため省略。

(2) 年間給与の分布状況(事務・技術職員)【在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、(5)まで同じ。】



(注) (1)の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、(5)まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部課長	56	47.0	11,251	11,816	12,182
・本部係員	233	38.2	4,481	6,370	7,836

(3) 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級	特別等級
標準的な職位	—	部店長	部店長	支店長 次長	次長 課長	課長 副長	副長 調査役	副調査役	主任	係員	係員	係員	係員
人員(割合)	1,763	8 (0.5%)	32 (1.8%)	121 (6.9%)	127 (7.2%)	145 (8.2%)	293 (16.6%)	141 (8.0%)	149 (8.5%)	250 (14.2%)	402 (22.8%)	68 (3.9%)	27 (1.5%)
年齢(最高~最低)	—	56~54	56~50	56~47	57~44	57~40	59~34	45~31	49~28	59~25	59~24	27~24	59~57
所定内給与年額(最高~最低)	—	11,424 10,206	11,464 9,746	11,311 8,550	10,587 7,443	9,155 6,463	8,059 4,416	5,677 3,919	7,247 3,246	6,120 2,602	6,162 2,482	3,236 2,282	11,066 6,717
年間給与年額(最高~最低)	—	16,853 15,116	16,697 14,443	16,387 12,744	15,038 10,965	13,200 9,394	11,270 6,298	8,028 5,548	10,217 4,566	8,621 3,631	8,589 3,464	4,389 3,186	16,260 6,717

(4) 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.6 %	68.3 %	67.1 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4 %	31.7 %	32.9 %
	最高~最低	36.9 ~ 29.6 %	36.8 ~ 27.5 %	36.8 ~ 28.5 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.2 %	63.5 %	63.3 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8 %	36.5 %	36.7 %
	最高~最低	36.9 ~ 0 %	36.8 ~ 0 %	36.9 ~ 0 %

(5) 職員と国家公務員との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一））

134.8

※注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

当公庫の職員は、①政策金融機関の職員として、民間金融機関や地域の諸機関と連携し、多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力が必要であること、②事業資金の供給と合わせて、経営改善のためのコンサルティングを実施する能力が必要であること等から、大学卒（大学院卒を含む。）の職員の比率が国家公務員に比して高くなっている。また、取引先となる中小企業者が都市部に多いこと等から、国家公務員に比べ都市部に勤務する職員の割合が高くなっている。加えて、業務上の必要性などから、全国規模の転勤が常態化しており、こうした職務環境において専門知識を有する人材を確保するため、同業種である民間金融機関における給与水準の実情を勘案する必要がある。

この結果、当公庫の対国家公務員指数（法人基準年齢階層スプレッド指数）が高くなっている。

なお、在勤地域及び学歴を勘案した場合の対国家公務員指数は「126.8」であり、勘案前の「134.8」から8ポイント低下する。

①国家公務員と中小企業金融公庫の学歴別構成

	大学卒	短大卒	高卒	中卒
国 行政（一）	47.3%	12.6%	40.1%	0.1%
中小企業金融公庫	81.6%	12.1%	6.3%	0.0%

②国家公務員と中小企業金融公庫の地域別構成

	1～4級地	その他
国 行政（一）	50.2%	49.8%
中小企業金融公庫	74.1%	25.9%

（注1）級地は国家公務員の地域手当支給地区区分。

③職員一人当たり人件費の比較（参考）

	平均年齢	年間平均給与
中小企業金融公庫 ^(注1)	38.0 歳	7,602 千円
都市銀行A ^(注2)	36.3 歳	7,588 千円
地方銀行B ^(注2)	40.1 歳	7,752 千円
地方銀行C ^(注2)	39.4 歳	7,812 千円

（注1）当公庫の年間平均給与は、対国家公務員指数算出上の常勤職員（事務・技術）の年間平均給与額に、平成18年度に採用され平成19年4月1日に在籍する常勤職員（事務・技術）の年間平均給与額を加味したものである。

（注2）各社有価証券報告書より

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減
給与・報酬等支給総額（A）	16,962,531 千円	17,103,261 千円	▲140,730 千円 (▲0.8%)
退職手当支給額（B）	1,949,528 千円	1,558,124 千円	391,404 千円 (25.1%)
非常勤役員等給与（C）	36,311 千円	51,165 千円	▲14,854 千円 (▲29.0%)
福利厚生費（D）	3,887,493 千円	3,964,863 千円	▲77,370 千円 (▲2.0%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	22,835,863 千円	22,677,413 千円	158,450 千円 (0.7%)

総人件費について参考となる事項

○給与・報酬等支給総額及び最広義人件費について

給与・報酬等支給総額については、給与制度の改正等により、約1.4億円の減となっている（対前年度比▲0.8%）。
最広義人件費については、平成18年度の退職者数が前年度よりも多かったことによる退職手当支給額の増により約1.6億円の増となっている（対前年度比0.7%）。

なお、退職手当支給額を除いた最広義人件費については、約2.3億円の減となっている（対前年度比▲1.0%）。

○人件費削減の取組の状況

(i) 主務大臣から示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うものとする。

なお、「行政改革の重要方針」において、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行するとされていることから、その詳細な制度設計が示された時点において、新体制移行後における人件費削減の取組のあり方について見直しを行うものとする。

(ii) 当公庫において設定した目標等

「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、人員について5%以上の削減を行う。
平成20年度に新体制に移行することとされているところであり、20年度以降の人員の削減については、新体制の詳細な制度設計が示された時点において、その具体的内容を積極的に検討する。

国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(iii) 進捗状況

- ・基準日（平成17年度末）の人員数 2,120人
- ・当年度末日の人員数 2,106人
- ・当年度末までの人員純減率 ▲0.7%

計算式＝（2,106人＜当年度末日の人数＞－2,120人＜基準日の人数＞）÷2,120人＜基準日の人数＞×100

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし

1 平成 17 年度業務の政策評価に当たっての基本的な考え方

基本方針

◇平成 17 年度業務の政策評価は、昨年同様「有効性」「効率性」の2つの視点から実施する。^(注1)

①有効性

政策金融機関として、公庫の融資・証券化支援・信用保険の各業務がどのような成果をあげたかを評価する。
また、地域金融機関との連携の観点からも、公庫の果たした役割について評価する。

②効率性

投入した資源（国の財政資金）が効率的に運用されているかという観点から評価する。
また、リスク管理の観点から、政策金融機関としての機能の発揮と財務の健全性確保とのバランスを評価する。

◇政策金融改革の議論や中政審のとりまとめ等を踏まえた内容とするとともに、「融資」、「証券化支援」、「信用保険」の各業務における平成 17 年度の特徴的な取組みを明らかにする。

◇前年度の政策評価報告書をベースに、評価指標の追加・見直しを行い^(注2)、政策評価の内容の一層の充実を図る。

(注1) 公庫は、中小企業政策や金融情勢を踏まえて行う業務について、自ら政策評価を行い、その結果について可能な限り業務運営の見直し・改善に反映させていくことが必要であるため、政策金融の実施機関として、国の中小企業政策や金融情勢の変化との関連を踏まえつつ、「有効性」と「効率性」の視点から評価を行うことが適切である。

(注2) アウトカム（成果）に着目した指標によることを基本とするが、アウトカムに着目した指標の設定が困難な場合にはアウトプットに着目した指標を用いることとする。

2 具体的な評価方法

基本方針に基づき、「有効性」「効率性」について、それぞれ以下のような方法で評価を行った。

有効性の評価

業務全体について、平成 17 年度の業務の特徴的な取組みを踏まえ、「国民経済への貢献」「地域経済への貢献」「個々の中小企業の成長発展の支援」の観点から業務の有効性の評価を行う。

〈融資業務〉

政策金融改革の議論等を踏まえ、以下の点に留意した評価を行う。

- ◇特別貸付による政策誘導効果が明確となる評価
- ◇公庫の専門性を発揮している分野についての評価

〈証券化支援業務〉

平成 17 年度の証券化支援業務における特徴的な取組みを踏まえ、以下の点に留意した評価を行う。

- ◇証券化支援（買取型）スキームの推進による地域金融機関との連携状況に対する評価
- ◇新しい業態に対する証券化支援（保証型）の取組みに対する評価

〈信用保険業務〉

中政審の議論等を踏まえ、以下の点に留意した評価を行う。

- ◇中政審のとりまとめに対する取組状況
- ◇信用補完制度の具体的な利用事例に基づく評価

効率性の評価

- ◇公庫が国からの補給金・出資金を受けていることなどを踏まえ、期間損益の改善などについて評価を行う。
- ◇また、政策性の発揮と金融機関としての健全性の確保のバランスを評価する。

3 主な評価指標

(1) 融資業務の有効性の評価

① 国民経済への多様な貢献

- ・貸付の推移
- ・公庫取引先の経済貢献度
- ・中堅中小企業層における公庫の利用割合
- ・設備資金貸付による経済効果

② 地域経済への貢献

- ・地域別の貸出残高の割合
- ・民間金融機関との協調融資(呼び水効果)
- ・「重点サポート先」の上位遷移状況と支援内容
- ・地域金融機関との連携
- ・中小企業再生支援協議会等との連携状況

③ 個々の中小企業の成長発展の支援

- ・長期貸付の割合
- ・取引先の株式公開状況
- ・担保及び保証人に依存しない資金供給の状況
- ・新規貸付先の貸付後の状況
- ・貸付先と非貸付先の比較

④ 特別貸付の推進による政策性の発揮

- ・高い特別貸付比率
- ・政策目的別に見た特別貸付の評価
- ・政策性の高い特別貸付の推進

[一般貸付、コンサルティング機能の発揮など]

- ・一般貸付の推移
- ・コンサルティング・情報提供に対する顧客の評価

(2) 融資業務の効率性の評価

① 収支

- ・期間損益

② 経費

- ・経費率

③ 統合リスク管理

- ・適切な資金管理
- ・適切な信用リスク管理

(3) 証券化支援業務の有効性の評価

- ・民間金融機関による無担保資金の供給の円滑化
- ・証券化市場の育成

(4) 証券化支援業務の効率性の評価

- ・収支

(5) 信用保険業務の有効性の評価

① 国民経済への多様な貢献

- ・保証利用の推移
- ・小規模企業の資金調達の支援
- ・保証利用による企業成長への貢献
- ・保証利用による経済貢献度
- ・業種別の保険引受

② 地域経済への貢献

- ・地域別の保証利用状況
- ・信用保証協会の特色ある取組み
- ・大都市圏とその他の地域の比較

③ 政策ニーズへの対応

- ・保険料率の弾力化に向けた取組み
- ・不動産担保・保証人に過度に依存しない資金供給の促進
- ・再生支援に向けた取組み
- ・創業支援

(6) 信用保険業務の効率性の評価

① 保険収支

- ・保険収支

② 経費

- ・経費率

③ リスク分散

- ・保険機能によるリスクの平準化

4 評価指標に基づく評価（抜粋）

融資業務の有効性の評価

設備資金貸付による経済効果

《生産誘発額、雇用誘発数》

◇公庫の平成 17 年度の設備資金貸付は、5,867 億円であり、これを利用した設備投資の総額は、8,333 億円（土地を除く）である。

◇この結果をもとに、わが国経済への波及効果を測定すると、国内全体で 1.7 兆円の生産及び 10.1 万人の雇用を誘発していることとなる。

公庫の設備資金を利用した中小企業の設備投資による経済効果の測定

設備資金貸付額 5,867 億円



	設備投資額
建物	4,061 億円
一般機械設備	3,144 億円
その他	1,128 億円
合計	8,333 億円



波及効果の測定

	生産誘発額	雇用誘発数
製造業	9,473 億円	3.4 万人
建設業	4,150 億円	3.5 万人
商業	799 億円	1.2 万人
サービス業	1,053 億円	0.9 万人
その他業種	1,991 億円	1.1 万人
合計	17,466 億円	10.1 万人

(注)・波及効果の測定は、建物：建設業、機械：一般機械、その他：輸送機械への追加需要の発生として、生産誘発額を算出し、これをもとに雇用誘発数を試算した。なお、試算に当たっては、平成 12 年産業連関表（32 部門）をもとに、競争輸入型の逆行列表により計算を行った。また、雇用誘発数は、同年の雇用表と生産額をもとに 1 人当たりの生産額を算出し、生産誘発額をこの 1 人当たり生産額で割り戻す方法によっている。

・設備資金貸付額は直接貸付（決定ベース）のみである。また、土地を含む設備投資額は 9,994 億円である。

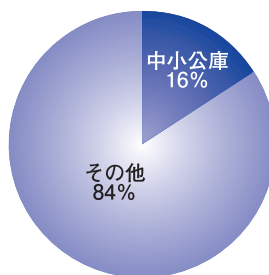
(資料) 総務省「平成 12 年産業連関表」

証券化支援業務の有効性の評価

証券化市場の育成

◇公庫の証券化業務（買取型・保証型及び自己型を含む）による証券化商品の発行規模は約 572 億円に上り、平成 17 年度の中小企業向け貸付債権等を裏付け資産とする資産担保証証券の発行額（約 3,500 億円。ただし、非公開のものを除く）の約 16%を占め、証券化市場の活性化に貢献している。

中小企業向け貸付債権等に係る資産担保証証券市場における公庫のシェア
～証券化商品の発行額ベース（平成 17 年度）～



(出所)ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク及び(株)格付投資情報センターの資料を基に作成

信用保険業務の有効性の評価

保証利用実績（企業数及び利用金額）

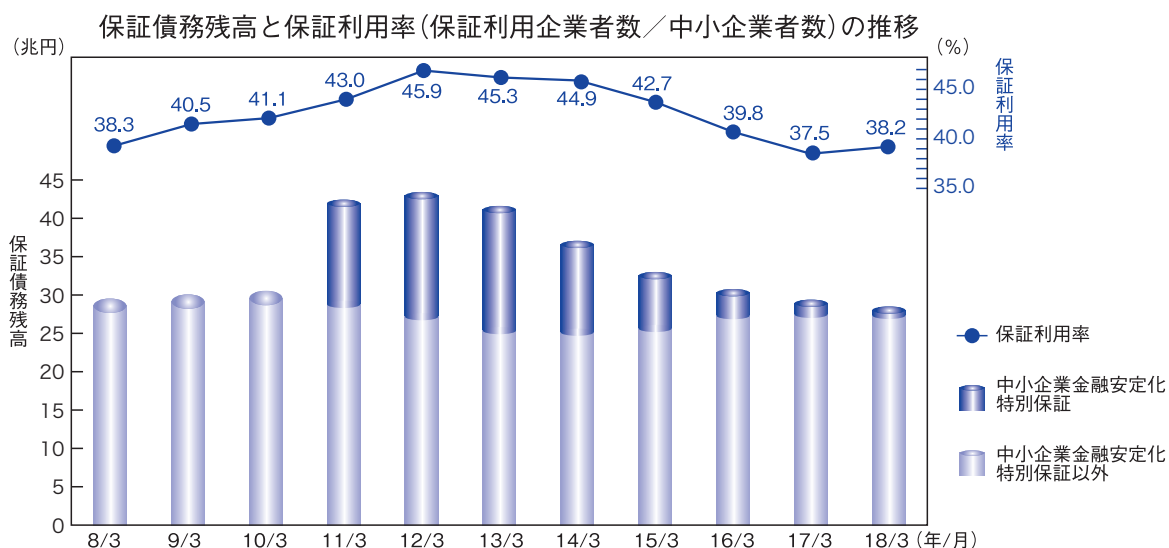
◇中小企業が金融機関からの借入に際し、平成 17 年度において約 165 万社が信用保証協会の保証を利用しており、全国の中小企業者の約 4 割（38%）を占めている。

◇また、保証債務残高は約 29 兆円であり、中小企業向け貸出残高の約 11%を占めている。

◇信用保険制度は、中小企業の資金調達に円滑化に多大な役割を果たしている。

	保証利用企業全体 (a) (平成 17 年度末)	国内企業全体 (b) 国内中小企業全体 (c)	わが国経済に占める割合 (a)/(b) 中小企業に占める割合 (a)/(c)
企業数	165 万社	434 万社 433 万社	38% 38%

(資料)2006 年版中小企業白書(総務省「事業所・企業統計調査」再編加工)



(注)「金融安定化特別保証」：平成 10 年 8 月の「中小企業等貸し渋り対策大綱」(閣議決定)に基づき、同年 10 月に創設された保証制度(取扱期間：平成 10 年 10 月～平成 13 年 3 月まで)。貸し渋りに苦しむ中小企業者に対し、保証要件を緩和して保証付融資による円滑な資金供給を図った臨時異例の措置。

中小企業金融公庫法

中小企業金融公庫法（抜粋）

（平成 19 年 4 月 1 日施行現在）

（目的）

- 第 1 条 中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が供給することを困難とするものの供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うことを目的とする。
- 2 中小企業金融公庫は、前項に規定するもののほか、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行うことを目的とする。

（役員）

- 第 9 条 公庫に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職権及び権限）

- 第 10 条 総裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。
- 2 副総裁は、公庫を代表し、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、公庫の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員の内命）

- 第 11 条 総裁及び監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。
- 2 副総裁及び理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

（評議員会）

- 第 16 条の 2 公庫に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、総裁の諮問に応じ、公庫の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項の事項に関し、総裁に意見を述べることができる。
- 4 評議員会は、評議員十人以内で組織する。
- 5 評議員は、中小企業又は金融に識識経験のある者のうちから、主務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
- 6 評議員の任期は、二年とする。
- 7 評議員は、再任されることができる。

（業務の範囲）

- 第 19 条 公庫は、第 1 条第 1 項の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 中小企業者に対する貸付け
- 二 中小企業者が新たに発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）の応募その他の方法による取得
- 三 特定貸付債権（主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人（以下「特定金融機関等」という。）が中小企業者に対して行う貸付けに係る貸付債権をいう。以下同じ。）の当該特定金融機関等からの譲受け及び特定社債（中小企業者が新たに発行する社債であつて特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。以下同じ。）の当該特定金融機関等からの取得
- 四 特定貸付債権及び特定社債に係る債務の一部の保証
- 五 特定貸付債権及び特定社債（これらの信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他これに準する有価証券として主務省令で定めるもの（以下「特定資産担保証券」という。）であつて特定目的会社等（資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び同条第 2 項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして主務省令で定める法人をいう。以下同じ。）が発行するものに係る債務の保証
- 六 特定資産担保証券であつて特定目的会社等が発行するものの取得
- 七 特定貸付債権及び特定社債を特定金融機関等が信託会社等（信託会社及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）に信託する当該信託の受益権の当該特定金融機関等からの取得
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 公庫は、第 1 条第 2 項の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）の規定による保険を行うこと。
- 二 信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 第 1 項第 3 号に掲げる業務は、当該特定貸付債権及び特定社債を信託会社等に信託し当該信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡

する場合又は当該特定貸付債権及び特定社債を特定目的会社等に譲渡する場合に限り、行うことができる。

- 4 第 1 項第 4 号に掲げる業務は、特定金融機関等が当該特定貸付債権及び特定社債を信託会社等に信託し当該信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡すること又は当該特定貸付債権及び特定社債を特定目的会社等に譲渡することを条件として当該特定貸付債権に係る貸付け又は当該特定社債の取得を行う場合に限り、行うことができる。

（業務方法書）

- 第 21 条 公庫は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

（資金の調達のための貸付債権及び社債の信託等）

- 第 25 条の 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第 19 条第 1 項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 貸付債権及び社債（第 19 条第 1 項第 3 号の規定により譲り受けた特定貸付債権及び取得した特定社債を含む。以下この条及び次条第 1 項において「貸付債権等」という。）の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。
- 二 貸付債権等の一部を特定目的会社等に譲渡すること。
- 三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

- 2 公庫は、前項第 1 号に規定する受益権の譲渡及び同項第 2 号に規定する貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、同項第 1 号又は第 2 号の規定により当該受益権又は当該貸付債権等を譲渡することができない。

（信託の受託者からの業務の受託等）

- 第 25 条の 5 公庫は、前条第 1 項の規定により貸付債権等を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権等の譲受人から当該貸付債権等に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

- 2 公庫は、特定金融機関等その他第 20 条第 1 項の政令で定める法人に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第 3 項及び第 4 項の規定は、この場合について準用する。
- 3 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第 1 項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。

（監督）

- 第 30 条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の下に定めるところに従い、監督する。

- 2 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫からの報告又は次条第 1 項の規定による検査の結果に基づき、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

- 第 31 条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者（第 20 条第 5 項又は第 25 条の 5 第 2 項若しくは第 3 項の規定により委託を受けた者を含む。以下この項及び第 34 条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

- 第 31 条の 2 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第 1 項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第 1 項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第 1 項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
- 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（主務大臣等）

- 第 33 条 この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とし、主務省令は、経済産業省令、財務省令とする。

会計に関する関連法の規定（抜粋）

中小企業金融公庫法

（資本金）

- 第5条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金160億円及び政府の産業投資特別会計からの出資金92億千万円の合計額とする。
- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第23条の3第1項の債務保証業務基金、同条第2項の中小企業信用保険準備基金又は同条第3項の融資基金に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。
- 3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（役員の給与及び退職手当の支給の基準）

- 第18条 公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（業務の範囲）

- 第19条
- 5 公庫は、事業年度ごとに、第1項第4号及び第5号の規定による保証にあつては保証金額の総額について、第2項第1号の規定による保険にあつては保険価額の総額について、同項第2号の規定による貸付けにあつては貸付金の総額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、これらの規定による保証、保険又は貸付けを行うことができない。

（事業計画及び資金計画）

- 第22条 公庫は、四半期ごとに、第19条第1項に規定する業務に関し、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該四半期における第25条第4項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公庫は、半期ごとに、第19条第2項に規定する業務に関し、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該半期における第25条第5項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（予算及び決算）

- 第23条 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）の定めるところによる。

（区分経理）

- 第23条の2 公庫の経理については、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 一 第19条第1項第1号及び第2号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 第19条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 第19条第1項第4号及び第5号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 四 第19条第2項に規定する業務

（基金）

- 第23条の3 公庫は、第19条第1項第4号及び第5号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関して、債務保証業務基金を設け、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第35号）附則第7条の規定により債務保証業務基金に組み入れられた金額及び第5条第2項後段の規定により政府が債務保証業務基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。
- 2 公庫は、第19条第2項第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、中小企業信用保険準備基金を設け、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第2条の規定による改正後の中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成14年法律第146号。以下「改正後の廃止法」という。）附則第2条第18項（第1号に係る部分に限る。）の規定により中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第5条第2項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。
- 3 公庫は、第19条第2項第2号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、融資基金を設け、改正後の廃止法附則第2条第18項（第2号に係る部分に限る。）の規定により融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第5条第2項後段の規定により政府が融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

- 4 第2項に規定する基金の経理に関しては、政令の定めるところによる。

（利益及び損失の処理並びに国庫納付金）

- 第24条 公庫は、第23条の2第1号に掲げる業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その額を翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。
- 2 公庫は、第23条の2第2号及び第3号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、主務省令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。
- 3 公庫は、第23条の2第2号及び第3号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 4 前項の規定により損失をうめる場合を除いては、第2項の積立金を取り崩してはならない。
- 5 公庫は、第23条の2第2号及び第3号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、第2項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。
- 6 公庫は、第23条の2第4号に掲げる業務に係る勘定（以下「信用保険等業務勘定」という。）において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の100分の50に相当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による前条第2項の中小企業信用保険準備基金（以下この条において「中小企業信用保険準備基金」という。）又は同条第3項の融資基金（以下この条において「融資基金」という。）の減額がなされているときは、その利益を改正後の廃止法附則第2条第18項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第5条第2項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に達するまで第23条の2第4号に掲げる業務の収支の状況、中小企業信用保険準備基金及び融資基金の状況等を勘案して政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れ、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の100分の50に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。
- 7 公庫は、信用保険等業務勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金を減額して整理しなければならない。
- 8 第6項の規定による積立金は、前項の規定により信用保険等業務勘定における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 9 第6項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金への組入れ又は第7項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、公庫は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少するものとする。
- 10 公庫は、信用保険等業務勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第6項の規定により同勘定に積立金として積み立てた額（同項ただし書の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れたときは、その組み入れた額と信用保険等業務勘定に積立金として積み立てた額との合計額）を控除した残額を翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。
- 11 第1項、第5項及び前項の規定による国庫納付金は、当該各項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
- 12 第1項から第3項まで、第6項及び第7項の損益計算の方法並びに第1項、第5項及び第10項の規定による国庫納付金の納付の方法及びその届出する会計については、政令で定める。

（借入金）

- 第25条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第19条第1項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入れをすることができる。
- 4 公庫は、第19条第1項に規定する業務に係る資金繰りのため必要があるときは、第1項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条に規定する中小企業債券（以下この項において「債券」という。）の発行の予算で定める限度額の合計

- 額に相当する金額から、既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額（当該金額が第22条第1項の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額）を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金を行うことができる。
- 5 公庫は、第19条第2項第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る資金繰りのため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、主務省令で定める金融機関から短期借入金を行うことができる。ただし、短期借入金の現在額は、第5条に規定する資本金（前条第9項の規定により公庫が資本金を増加し又は減少したときは、その増加又は減少後の資本金）のうち信用保険等業務勘定に区分された額を超えることとなつてはならない。
 - 6 第二項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。ただし、第4項の規定による短期借入金については、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
 - 7 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
 - 8 第1項、第4項及び第5項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

(債券の発行)

- 第25条の2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第19条第1項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、中小企業債券（以下の条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

(債務保証)

- 第25条の3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、予算をもつて定める金額の範囲内において、公庫が前条第1項の規定により発行する債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和28年法律第51号。次項において「外資受入法」という。）第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。第3項において同じ。）について保証することができる。
- 2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券に係る債務についての金額は、外資受入法第2条第2項に規定する予算をもつて定める金額と区別して定めることが困難なときは、当該金額と合算して定めることができる。
 - 3 政府は、第1項の規定によるほか、公庫が前条第2項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。

(余裕金の運用等)

- 第26条 公庫は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の保有
 - 二 財政融資資金への預託
 - 三 銀行への預金
 - 四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法
- 2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
 - 3 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

公庫の予算及び決算に関する法律

(事業年度)

第2条 公庫の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(決算の完結)

第17条 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表の作成、提出等)

- 第18条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（(中略)以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後1月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
 - 3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

(決算報告書の作成、提出等)

第19条 公庫は、決算完結後第5条第4項及び第9条第1項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（中略）を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、前条第1項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。
- 3 公庫は、第1項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事業所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

(決算報告書等の会計検査院への送付)

第20条 内閣は、前条第2項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第1項の財務諸表を添え、翌年度の11月30日までに、会計検査院に送付しなければならない。

(決算報告書等の国会への提出)

第21条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第19条第1項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

その他

財務諸表の作成方法等については、「特殊法人等会計処理基準」(昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に準拠している。

株式会社日本政策金融公庫法等の概要

「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の概要

(出典：行政改革推進本部事務局ホームページ)

「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に基づき、主に以下の項目について法律に規定。

1. 目的

行政改革推進法において、新機関に担わせることとされた機能（国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための機能）を踏まえた新機関の目的規定に加え、民業補完の趣旨を明記。

あわせて、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等による被害に対処するために必要な金融が新機関及び金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする旨を規定。

2. 組織・会計経理等

(1) 株式の政府保有義務

政策上必要な業務を国が責任を持って実施する等の観点から、新機関の株式を政府が、常時全額保有する旨の規定を置く。

(2) 役職員

効率的な事業運営の実現と政策上必要な業務の的確な実施の観点から、役員の選・解任手続（主務大臣の認可）、役員等の欠格事項、役職員の秘密保持義務等の規定を置く。

(3) 勘定区分等

政策上必要な業務の的確な実施と政策の実施に係る責任の明確化の観点から、主要施策毎に勘定区分を行い透明性を確保。

国際金融業務については、他の勘定と区分して国際業務勘定を設ける。また、「海外経済協力に関する検討会」報告（18.2.28）を踏まえた制度設計に基づき、国際業務部門を置き、部門の名称として、国際協力銀行という名称を用いることができる旨を規定する。

(4) 新機関の信用維持、資金調達の円滑化

新機関の信用維持、資金調達の円滑化等の観点から、新機関の発行する債券について政府保証を付与できる旨の規定や政府による新機関への資金の貸付けができる旨の規定を置く。また、新機関の解散、合併、分割等につき「別に法律で定める」旨を規定し、新機関の解散等の意思決定についての国の責任を明確化する。

(5) 国庫納付

政府全額出資等の新機関の性格を踏まえ、利益については、必要な準備金の積立て以外の部分は全額国庫納付しなければならない旨の規定を置く。

(6) ガバナンス確保のための国の関与

政策上必要な業務を的確に実施する観点から、予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施、定款の変更認可等の国の監督の規定を置く。

(注) 新機関は、設立法に特段の規定を置かない限りは、会社法の規定が適用になることから、企業会計原則、会計監査人の監査等の対象となる。

3. 業務

(1) 現行各機関の業務規定をベースに、行政改革推進法における以下のような業務限定を忠実に反映し、新機関の業務を規定する（利用者に対する情報提供を行うことも業務として規定）。

国民一般	：教育貸付の貸付対象範囲の縮小
農林水産業者	：大企業向け等の食品産業貸付を廃止
中小企業者	：中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定（一般貸付を廃止）
国際金融	：①資源の開発・取得の促進、②国際競争力の維持・向上、③国際金融秩序の混乱への対処、の3つの業務に限定

- (2) 国際金融業務については、平成13年の特殊法人等整理合理化計画における指摘事項のうち、資源関係以外の輸入金融の原則廃止等、法律上、業務見直しに反映すべきものを忠実に反映する。

(3) 民業補完業務

部分保証、証券化等の手法を活用して中小企業者等への民間金融機関による無担保貸付の促進を図るとともに、国際金融分野における民間金融機関による融資や我が国企業等の資本市場からの資金調達を促進する等の観点から、以下のような民業補完業務を規定。

①国内部門

中小企業者向け業務については、中小企業信用保険業務とともに、現行中小企業金融公庫の証券化業務に、リスク補完契約(CDS)を活用した証券化支援業務の追加、対象債権の拡充等を行う。

国民一般向け業務及び農林水産業者向け業務について、CDS契約を活用した証券化支援業務を追加する。

②国際部門

国際金融部門については、証券化手法の拡充(対象債権の拡充、公社債等の取得)及び保証対象の追加等を行う。

(4) 危機対応円滑化業務等

新機関の危機対応円滑化業務に関し、以下のような規定を置く。

- ①主務大臣が、必要性を認定した場合に、新機関が、危機対応業務を行う指定金融機関に対して必要な資金の貸付、リスクの一部補完、利子補給を実施することができること。
- ②新機関による「危機対応円滑化業務実施方針」の策定、指定金融機関との間で締結する協定等に関する規定。
- ③民間金融機関からの申請に基づき国が指定金融機関をあらかじめ指定すること(業務規程の作成、適合要件等を規定)。

(5) 業務の在り方の検討

民業補完の観点から、新機関の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずる等の規定を置く。

4. その他

(1) 会社の設立

設立委員の任命や定款の作成等の会社の設立に関し必要な規定を置く。

(2) 旧機関の解散、権利義務の承継等

旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行)が新機関設立時(平成20年10月1日)に解散すること、旧機関の一切の権利義務は新機関が承継すること、デューデリジェンスに関する事及びそれらに伴う経過措置等の規定を置く。

(3) 関係法律の整備(「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」として別法となる)

関係法律において、以下のような改正をはじめ、旧機関名称を引用している法律について新機関名称に改める等の所要の整備を行う。

- ①新機関を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト法)の適用対象とすることを通じて、引き続き業務運営の効率化を促す。
- ②新機関を「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の対象とすることを通じて、引き続き透明性を確保する。
- ③新機関について法人税、事業所税等の非課税措置等を規定。

平成 19 年 4 月 24 日

衆議院内閣委員会

政府は、両法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すこと。

- 一 株式会社日本政策金融公庫（新公庫）の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのために必要かつ十分な財政措置等を講ずること。
- 一 新公庫の組織設計・運営に当たっては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成し、専門能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。
- 一 中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々々の経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度の創設及び拡充を図るなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。
- 一 危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な所に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずること等制度の運用に万全を尽くすこと。
- 一 新公庫の貸付残高にかかる数値目標の要否についての議論を行うに当たっては、予め機械的な目標を設定することは避け、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、経済金融情勢の変化等を十分踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行うこと。

平成 19 年 5 月 17 日

参議院内閣委員会

政府は、両法律の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

- 一、株式会社日本政策金融公庫（新公庫）の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのために必要かつ十分な財政措置等を講ずるとともに、欠損金処理を行う場合には、透明性を確保しつつ、これまでの政策遂行のために行われた貸付けにより生じたコストについては、適切に財政措置等を講ずること。
なお、財政措置等を講ずるに当たっては、その目的を明確化すること。
- 二、新公庫の組織設計・運営に当たっては、統合効果により効率的な事業運営の実現とガバナンスの向上に努めるとともに、業務の態様の違いを踏まえて内部組織を編成し、専門的能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上を図ること。
- 五、中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々々の経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度においてメニューを新設・拡充するなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。
- 六、新公庫においては、過度な担保主義・保証人主義からの脱却を図り、特に、第三者保証を必要としないようにすること。
- 八、危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な者に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずること等制度の運用に万全を尽くすこと。
また、指定金融機関が的確に危機対応を行い得るよう、金融監督行政において十分に配慮し、柔軟性を持った対応を行うこと。
- 九、新公庫の貸付残高に係る数値目標の要否の議論は、現場の意見を尊重し、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、内外の経済金融情勢の変化等を十分に踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行い、機械的な目標設定はしないこと。
- 十、新公庫の業務の在り方の見直しに当たっては、国内金融業務及び国際協力銀行業務における統合効果についても十分に検証を行うこと。